



# 近世史料の整理と目録編成の理論と技法

——信州松代八田家（商家）文書の整理と目録編成を事例に——

大 藤 修

## 目 次

はじめに

- 一 八田家の来歴と組織
- 二 糸会所・産物会所・商法社の概略
- 三 史料の整理と基本カードの作成
  - (一) 史料整理の一般原則
  - (二) 近世文書史料の整理法と基本カードの採り方
- 四 基本カードの配列——史料群の階層構造——体系的秩序の再構成
- 五 冊子体目録の編成と記載内容

## はじめに

戦後、史料保存の必要性が唱えられ、全国各地に史料保存機関が設立されるに至っている。しかし、史料保存が真に実をあげるためには、何よりも学理に裏付けられた科学的な史料整理・保存管理の方法が打ち立てられねばならない。そのためには、実務経験を常に学理的にとらえなおし、またそれを実務に反映させていくという姿勢が要求され

よう。そして、その成果を公表し、相互に検討し合うことが必要である。

我が国の場合、実務経験自体はかなり積み重ねられ、その過程で貴重な知見も得られてはいるものの、それを公表し合い、相互検討を通じて体系化していくという姿勢に、いささか欠けていたきらいがある。そのため、その成果は個人ないしせいぜい当該機関の財産にとどまり、広く共有財産として生かされえなかった。もっとも、実務を経験しているといろいろの問題点がわかりすぎるので、公表はしにくいという面は確かにある。しかし、史料整理・保存管理の方法を高めていくためには、到達点と課題を明らかにしておくことが必要である。問題点を問題点として自覚すること自体、一つの成果なのである。それが自覚されなのまま、誤った方法をよかれと信じ込んで実践し、結果として史料破壊を招いている例は多々ある。

史料保存機関の職員が整理方法を文章化するのに慎重であった反面、大学の教官の手になる史料調査・整理のマニュアル類はかなり市販されている。それらを見て驚くのは、戦後間もない頃に提案された史料整理の方法が無批判に踏襲され、新刊の本は既刊の本の文章の焼き直しといったごとくで、それがごく最近出された本にまで連綿として続いていることである。そこには、史料保存機関での実務経験から誤りであることが明らかになった方法が、依然として述べられている（具体的には本文中で指摘する）。ただ、私はここでマニュアル執筆者を非難するつもりは毛頭ない。むしろ、旧来の方法の誤りに気づきながらも、その点を世に知らしめる努力を怠ってきた史料保存機関、なかんずく国立史料館の責任こそが問われなくてはならないと思っている。

設立以来三〇年以上たった現在に至るも、国立史料館がまだ史料整理・保存管理に関する本を一冊も世に出していないことは、やはり怠慢のそしりを免れないであろう。当館でも最近ようやく、そこでの様々な業務そのものを学的問的研究の対象にし、その成果を文章化して世に問うていこうという気運が高まりつつある。また外部でも、一九八

四年に歴史資料保存利用機関連絡協議会の関東部会が結成され、毎月、実務に即した研究会と外国の文書館学の文献の講読会が開かれ、熱のこもった議論が交わされている。今後、各地でこうした研究交流の機会が持たれ、その成果が論文として発表され、蓄積されれば、我が国独自の文書館学が打ち立てられる日も遠くないであろう。現在はいわばその揺籃期であり、当面必要なことは、各自が実践例をどしどし公表し、議論の素材を提供することである。不備を恐れてはならない。

ところで、私は最近、信州松代城下の御用商人であった八田家伝来の文書を整理し、目録を刊行した<sup>1</sup>。本稿では、その実務経験を踏まえ、少しく一般化しながら近世文書史料の整理と目録編成の理論と技法について述べてみたい。本稿で直接対象としているのは史料保存利用機関での整理と目録編成であるが、本文で述べる原則的な事柄は、ぜひ現地での史料調査の際にも守っていただきたいと考えている。なぜなら、いまだに、まず内容別・形態別・年代別などの基準で史料を荒仕分けしたうえで目録を作るといった調査法が広く行われており、それによって史料群の内的関連性が破壊されているからである。

なお、史料目録といっても、現地で短日時で作るそれと、史料保存利用機関で作るそれとは目的と機能を異にする。後者は、個々の史料の確実な管理と、不特定多数の閲覧利用者の検索に堪えうるものでなくてはならず、当然、精緻たらざるをえない。本稿では、①目録には個々の史料についてどのような情報をいかに表記したらよいか、②史料群の内的構造をどのような基準で把握し、どう表示すべきか、③冊子体目録の構成と記載内容などについて、作業の順を追って述べることにしたい。私は、目録編成は特定の史料群全体を対象とした史料学的研究であり、出来上がった目録はその成果であるべきだと考えている。研究者がそのうちのいくつかの史料を研究テーマに応じて利用するにしても、個々の史料は史料群全体の構造体系的秩序の中に正しく位置づけられてこそ、はじめてその個々の性格・機

能が把握されうるのであり、それを示すのが目録作成者の任務である。学理的裏付けを持った目録であつてこそ、それを利用する学問研究も科学たりうるのである——といつても、必ずしも過言ではないと私は考える。

なお、本稿で述べることは当然、国立史料館のこれまでの蓄積を踏まえてはいるが、しかし決して国立史料館の見解を代表するものではない。この論文自体はあくまで私自身の一つの作品であり、至らない点は私の能力不足によるもので、国立史料館自体の水準を示すものではない。この点、あらかじめお断りしておく。

では、まず八田家文書を理解する上で必要な事柄について簡単にのべたのち、本論に入ることしよう。

△注▽

(1) 昭和六〇年三月刊『史料館所蔵史料目録』第四十一集。

なお、八田家伝来の文書は数万点にのほり、一度に目録化するのとは不可能なため、今回はその一部を取めた。

(2) 現地での史料調査の方法については、別個に論文を草

する予定である。

## 一 八田家の来歴と組織

八田家の所在地松代は真田領(表高一〇万石)の城下町であり、町人町としては馬喰町・紙屋町・紺屋町の「上三町」、伊勢町・中町・荒神町の「本町三町」、肴町・鍛冶町の「脇二町」が存在し、「町八町」と総称された。このうち伊勢町には、枝町として木町と鏡屋町が属していた。本目録所収文書を原蔵していた八田家は伊勢町居住であるが、この家は、宝永四年(一七〇七)、木町居住の八田家より分家して創設されている。史料では本家を木町八田、分家を伊勢町八田と称しているので、ここでもそれを用いて区別することにした。

## 木町八田家の来歴

まず本家の方の来歴について簡単に述べておこう。

本家の祖、喜兵衛・宗重は「甲州産浪人」にして、近世初頭に松代に移住したと伝えられる。移住後、呉服商いと酒造業を営んで財を成し、藩権力に結びついて発展を遂げた。二代平三郎・綱重は「真田隼人正様御知行元ノ役」を（「真田家家中系図書」、八田勇氏所蔵）、三代長左衛門・庸重は町年寄役を勤め（「月番之節御用趣覚日記」、あ三五九ノ整理番号）、四代嘉右衛門・芳重は、享保五年（一七二〇）三月二十七日、御用金才覚を仰せ付けられ、一〇人扶持を下されている（「旧書留」、あ二七三二、以下これによる）。そして同九年七月一日には、嘉右衛門が御用筋を勤めた功により、俸長左衛門・昭重が召し出されて「刀御免、御物成勤」を仰せ付けられ、七人扶持を下されている。長左衛門は、同一一年二月二六日に給人格に遇され、翌二年一〇月六日、郡奉行支配となり、翌々一三年八月一八日には種貸役に任ぜられた。享保一八年（一七三三）三月一日、長左衛門は亡父嘉右衛門の跡式を継いで五代目当主となり、一〇人扶持を下された。さらに同月二八日には五人扶持を増加されている。

だが、この時をピークにして、家運は以後急速に下り坂に向かった。長左衛門は家督相続後一年足らずして死去、養子吉十郎・重薫が同一九年二月二八日に跡を継ぎ、一五人扶持を下されたものの、同年七月二二日、亡父長左衛門が村々より訳なく過分の金子を取っていたことが発覚し、吉十郎は五人扶持を召し上げられ、御目見遠慮を申し付けられた。翌二〇年五月一日に彼は小幡長右衛門組へ御番入を仰せ付けられたが、江戸出府中に出奔、ここに本家は断絶するに至った（「真田家家中系図書」）。その後、分家の伊勢町八田家二代嘉助が宝歴六年（一七五六）七月に資産を養子嘉右衛門に分与して本家を再興させたが、営業は順調ではなく、経済力も社会的地位も分家の方が凌いだ。

## 伊勢町八田家の来歴

近世史料の整理と目録編成の理論と技法（大藤）

伊勢町八田家初代孫左衛門・重以は木町八田家三代長左衛門・庸重の次男であり、宝永四年（一七〇七）六月に分家、同六年六月に伊勢町に屋敷を構えて営業を開始した。そして、この年、町年寄に就任している（以下、「御書付写」、あ二七四九他による）。松代城下では、先述の町人町八町ごとに肝煎が置かれ、これらの統轄機関として町年寄四名と検断一名が設けられていた。そして、各町よりの願書・訴状は町年寄・検断を介して町奉行に達せられ、逆に藩よりの触・達は町年寄・検断を通じて各町の肝煎に廻達された。伊勢町八田家の当主は代々町年寄役を勤めている。分家も本家と同様、藩権力に結びつくことによって発展を遂げ、松代城下随一の御用商人にのし上がっていった。

享保一二年（一七二六）四月六日、孫左衛門は御用金才覚の功績により御目見を仰せ付けられ、翌年二月二三日には「年々御用金才覚相働候付」三〇人扶持を下されている。彼は寛保三年（一七四三）七月に病身のため町年寄役を退き、代わって弟の嘉助が同役に就任した。そして、延享四年（一七四七）五月三日、孫左衛門が死去した後、彼の遺言により嘉助・芳妓が家督を相続し、同年七月二日に三〇人扶持を下された。さらに寛延三年（一七五〇）二月一日には二〇人扶持を増加されている。この加増はこれまでの御用金切捨の代わりである。嘉助は宝歴六年（一七五六）七月九日、「病身ニ付、年寄役遠慮願」を町奉行に出し、同年七月十五日、末期に及んで、俸鉄治郎へ家督を仰せ付けられ、五〇人扶持を下し置かれんことを藩に願い出るとともに、所持家屋敷のうち六カ所は養子嘉右衛門へ譲って本家を再興させ、残り六カ所を鉄治郎に譲ることを遺言している。

その内訳は次の通りである。

嘉右衛門へ譲り分

一、一四間三尺五寸（間口）

一間前 紺屋町南

一、一二間一尺一寸五分

二間前 木町居

一、九間六寸 一間前 木町北

一、六間三尺二寸 一間前 東木町南

一、六間二尺五分 一間前 伊勢町西

一、一六間四尺一寸 一間前 中町西

鉄治郎へ譲り分

一、一七間一尺九寸 一間前 伊勢町居

一、六間六寸 一間前 伊勢町東

一、六間二尺五寸 一間前 東木町南

一、一四間三尺四寸 一間前 鏡屋町角

一、一八間 二間前 鏡屋町西

一、七間五尺二寸 一間前 荒神町角

これによると、当時、数町にわたって家屋敷を所持していたことが知られるが、この後も利貸機能の拡大に伴って家屋敷・田畑・山林の集積が進んでいる。家屋敷は店組織の拡大に充てるほか、他人に貸して家賃を取り、田畑は一部を手作りし、他は小作に出している。

ところで、伊勢町八田家三代目当主となった鉄治郎は、宝歴六年九月二〇日、三〇人扶持を下されているが、父嘉助の代に加増された二〇人扶持は召し上げとなった。さらに、同家が初代孫左衛門の時から御用金上納の利足と引き換えに与えられていた田畑年貢納二九五俵免除の特権も廃された。これは宝歴期の恩田木工による藩政改革の一環としての緊縮政策の反映である。同八年（一七五八）一月二八日、鉄治郎は一七歳となり、元服して孫左衛門と改名



した。初代の名の襲名である。実名は以親を名乗っている。同一一年三月一九日には町年寄役に就任し、寛政四年（一七九二）二月一五日に病気で退役するまで三〇年余にわたって同役を勤めた。寛政一〇年七月、「金三百兩才覚御用達」を仰せ付けられ、享和二年（一八〇二）三月二五日にも、松代藩主が公儀より本庄川の川凌御手伝普請を仰せ付けられたため、金三〇〇兩を献上している。そして同年一二月二五日には、「祖父孫左衛門節が数十年來打続心懸宜出精数度御用達候付」、給人格御勝手御用役を仰せ付けられ、郡奉行支配となった。

孫左衛門は翌享和三年正月一日歿し、同年二月九日、伴嘉右衛門・知義が家督を相続、三〇人扶持を下され、亡父同様、給人格御勝手御用役を仰せ付けられた。給人格となったため、嘉右衛門は「御町人別御除帳」となり、以後、役代伝兵衛が所持屋敷の町役を勤めることになった（「願書向日記」、あ一三三D）。

嘉右衛門はすでに寛政三年（一七九二）三月二二日より町年寄役を勤めていたが、家督相続後は献金の功によりさらに多様な役職に就いている。文化三（一八〇六）、四年と御用金を申し渡され、大金を調達。同一〇年（一八一三）五月一〇日、白鳥宮普請のため一〇〇兩献金。同年一〇月七日、「年来御用向出精心懸宜相勤候付」、五人扶持加増。同一三年五月一日、産物御用掛に任命されて領内産業の奨励に当たり、同一四年三月二八日には領分川々の川船運送方御用を仰せ付けられた。そして文政七年（一八二四）八月一日、「数代御用相勤候ニ付」、給人永格を仰せ付けられるに至っている。この後も同年一一月七日、社倉調役、同九年九月一〇日、新設の糸会所取締役、天保四年（一八三三）、糸会所を改組した産物会所の取締役と、種々の役職を歴任している。

さらに嘉右衛門は、身内の者を藩に出仕させることによって八田一族の勢力拡大を積極的に図っている。まず文化一〇年一一月六日、この年一〇月七日に加増された五人扶持を養弟喜兵衛に与えて別家させ、「御奉公筋為相勤度」旨、藩に願ひ出て許され、喜兵衛は御勝手御用役を仰せ付けられた。さらに文政元年（一八一八）一二月一六日には、

鯉養子辰三郎が養父嘉右衛門の功績によって召し出され、別家独立して一〇人扶持を下され、御勝手御用役に任命された。嫡子鉄之助（のち嘉助・智則と改名）も、天保五年（一八三四）三月に召し出され、御勝手御用役見習を仰せ付けられている。喜兵衛と辰三郎はもともと厄介として嘉右衛門に抱えられていた人物であり、彼らを養弟・鯉養子として親族に組み込んだうえで別家させ、藩に出仕させているところに、八田一族の勢力拡大の意図が端的に示されていよう。そして嘉右衛門は、一族によって糸会所・産物会所の要職を占めることによって藩の産業統制の実権を握ったのである。

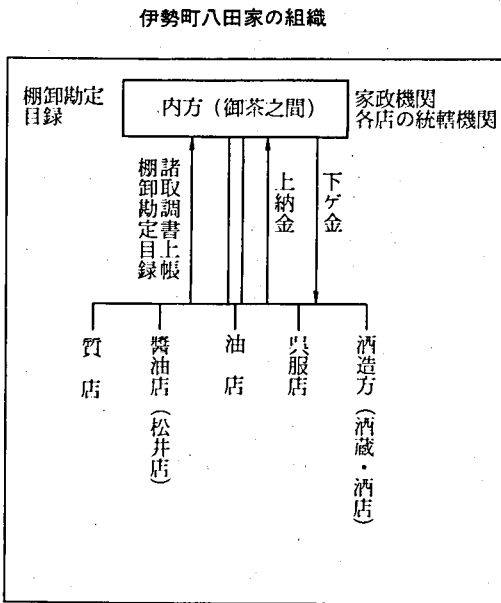
嘉右衛門はまた、松代藩家中の家との姻戚関係の形成にもきわめて積極的であった。すなわち、実の女子二人をそれぞれ小山田六郎兵衛伴藤四郎、師岡七郎右衛門伴治助の室とさせているだけでなく、増田徳左衛門次女と八田辰三郎次女を形式上養女にしたうえですぐさま大瀬登、岡野弥右衛門伴錫之助に嫁がせている。これら嫁ぎ先の家はいずれも家禄二〇〇石である。

嘉右衛門は嘉永元年（一八四八）一二月九日に歿し、同二年二月、伴嘉助・知則が家督を相続して三〇人扶持を下されるとともに、御勝手御用本役を仰せ付けられた。彼もまた天保期より産物会所の役人を勤めている。嘉助は同四年一月二三日、四五歳の若さで死去してしまい、同五年正月一六日、伴慎蔵・知道が跡を継いだ。彼も三〇人扶持を下されて御勝手御用役に任せられ、産物会所の役人を勤めた。維新後、明治二年（一八六九）一二月一三日に商法掌となり、同三年閏一〇月一日、士族に列せられた。廃藩置県後は少属補助商法方に任せられ、同十二年（一八七九）七月より同一三年三月まで第六三国立銀行頭取を勤めている。八田家の営業の中心であった酒造業・呉服商いは大正頃まで続けられ、その後、営業内容は変化しているものの、現在に至るもこの地方の商業界に重きをなしている。

伊勢町八田家の組織と機能

次に伊勢町八田家の組織について、その概略を説明しておこう。

一般的に近世の商業は、原初形態においてはまず、生活共同の組織である「家」において家族労働を中心に若干の奉公人を雇って営まれ、営業規模の拡大に伴って「家」⇨生活組織と「店」⇨営業組織とが分化し、奉行人制度がシステム化される、という発展方向をたどっている。八田家も組織の分化がかなり進んでおり、「内方」(「家」と



「店方」に分化し、後者はさらに営業の種類に応じて専門分化し、いくつかの店に分かれていつている。八田家の組織は時期的にかなり変化がみられるのであるが、今回整理した史料の範囲内では未だそれを系統的に明らかにするまでに至っていないので、ここでは概略にとどめざるをえない。

時期的変化を捨象して八田家の組織の大枠を示すと、図のようになる。店によってはさらに本店と出店に分化している。営業の中心は酒造業と呉服商であり、酒造方・呉服店は早くから設けられていたようである。酒造方は酒造部門の酒蔵と販売部門の酒店に分かれ、酒店はさらに本店と出店(紺屋町店)に分化していた。営業成績の上では酒造方が八田家の営業の中心であった。なお

酒店は、時期によって油・味噌・醤油も扱っている。呉服店は、京都・伊勢・大坂より呉服太物類を購入して松代およびその周辺に売り捌き、逆に信州の特産物である紬・生糸・繰綿等を上方や江戸に出荷しており、本店と出店（鏡屋町店と中町店）に分かれていた。しかし、営業成績は不振であった。呉服店の「棚卸勘定目録」は文化六年（一八〇九）春改めのもの（同五年分）から天保九年（一八三八）正月改めのもの（同八年分）まで空白があるが、これは目録が残らなかったというより、他の史料もこの間みられず、内方の記録にも現れないことからして、閉店していたためと推測される。

油店の確かな開設時期は不明であるが、寛保三年（一七四三）と安永一〇年（一七八一）の間の「棚卸勘定帳」が残っているので、一八世紀中期にはすでに設けられ営業を続けていたことが知られる。しかし、経営規模は酒造店や呉服店に比べるとはるかに小さく、特に安永期には極端に規模が縮小され、全く存在意義を失うに至っている。史料の残存のありようからみて、天明初年には閉店され、天保期に再開されたようである。

一八世紀中期には味噌・醤油の醸造も行っていたが、未だ独立の店を開設するに至っておらず、鏡屋町店・紺屋町店・伊勢店などで酒や呉服類と一緒に販売されていた。しかし、一八世紀後期には中止されたようである。その後、文政初年に醤油店が中町と錦町に開設されている。この両店は松井店とも称しているが、おそらく松井姓の者に経営を請け負わせていたためと考えられる。松井店では陶器・塗物・紙なども扱っていた。なお、文政初年に同じく松井店の名で越後赤倉にも出店しており、ここでは穀店と温泉宿を営んでいた。

質店は寛政期に開設されている。八田家は早くから利貨を行っており、この機能が拡大して独立の店を設けるに至ったものである。文化元年（一八〇四）一月には八田家の役代伝兵衛が町年寄・検断に「私儀質商売仕罷在候処、手狭ニ而商売方迷或仕候、依之鏡屋町大治郎借屋之内丑出見世仕質商売仕度」と願い出ており、「願書向日記」、あ一

三三)、利貸機能の発展をうかがうことができる。ただ、質店開設後も内方でも貸付を行っており、八田家の貸付機能のすべてが質店に集中されたわけではない。しかしながら、質店と内方の貸付機能の関係については明らかではない。

以上の各店には責任者として支配役が配置され、一応独立した経営を行っていた。そして内方(家)が各店を統轄した。内方は各店に資金を援助し、逆に各店は利益の一部を内方に上納しており、この上納金および家賃・小作料収入等をもって八田の家計が賄われていた。営業を統轄するということは、とりもなおさず営業にかかわる記録を管理することにはかならない。各店は別個に営業帳簿を作成していたが、一定期間ごとに営業の諸事項についての取調帳と、それに基づく「棚卸勘定目録」を作成して内方に提出し、内方ではこれを点検したうえで店方と内方とを合わせた「棚卸勘定目録」を作成して、八田家全体の資産の増減を確認した。つまり、八田家では「家」と「店」の分化が進んでいたのであるが、最終的には「店」は「家」に統轄されたのである。これは、営業が「家業」として行われていた近世においては一般的な営業システムのあり方であり、近代的な企業経営への前段階に位置する。

内方は家政機関であると同時に各店の統轄機関でもあったのであるが、そのほか未だ「店」として分離独立するに至っていない営業機能をも内包していた。そして内方の内部でも機能分化が進んでおり、それに応じて種々の掛りが設けられていた。八田家の家政・店政を統轄していたのは元方役であり、内方と各店の金銭請払を管理し、また各店からの意見は必ず元方に報告させ、元方が指図する仕組みになっていた。ただ、元方が設けられた時期は明らかではない。おそらく、元方を中心とする管理システムが確立されたのは、天保期の家政・店政改革においてはなからうか。八田家の当主は藩に出仕していたため、名代役として役代が置かれていた。この役代は一八世紀中期にはすでに設けられていたことが確認でき、役代に就いた者は代々「伝兵衛」を名乗っている。対外的な文書のやりとりは「伝

兵衛」の名でなされている例が多い。元方役が設けられる以前は、役代が家政・店政の統轄機能も果たしていたと思われる。八田家においてもおそらく当初は当主が直接統轄していたであろうが、藩の御用に従事するに伴い、その機能を重役に委任していったものと思料される。

家事担当の掛りとしては買物方・賄方等が置かれていた。また八田家は土地経営と材木売買も行っており、家屋敷を貸して家賃を取り、田畑は一部を手作りし、他は小作に出していた。土地経営は作方や小作家賃方が材木売買は材木方が担当していた。さらに文化一四年（一八一七）に先述のごとく領分川々の川船運送方御用を仰せ付けられたために、通船方を設けて担当させている。この他にも種々の掛りが存在し、かつ时期的に変化しているのであるが、今のところその過程を具体的に明らかにするまでに至っていない。今後、史料の整理を進めていくなかで検討したい。

なお、八田家では家政・店政を営む上でかなりの奉公人を雇っていた。天明から文化期まではほぼ毎年四〇人以上多い年には六〇人以上の奉公人を抱えていたが、文政以降減少し、天保期には一〇数人になっている。これは営業不振を示すもので、八田家は奉公人を減じ、一人に複数の役を兼帯させるなど、徹底した緊縮策をもって経営危機を乗り切っている。その一方で系会所・産物会所の役人として領内産業統制の実権を握り、支配的地位の確保を図ったのである。奉公人は安永・天明期までは伊勢出身者が多かったが、その後は領内村々の出身者で占められている。

八田の家号は「菊屋」であるが、「角喜」という通称も用いられており、史料では「喜」と標示されている例もある。符牒は表示の通りである。

八田家の符牒

符牒	解説
信州朱城富守尼順意秋春代此今	両分朱百拾九八七六五四三二一

△参考文献▽

『歴史と文化のまちなまつしろ』（松代信友会刊）。

吉永 昭氏「城下町御用商人の経営構造」（『史学研究』一〇

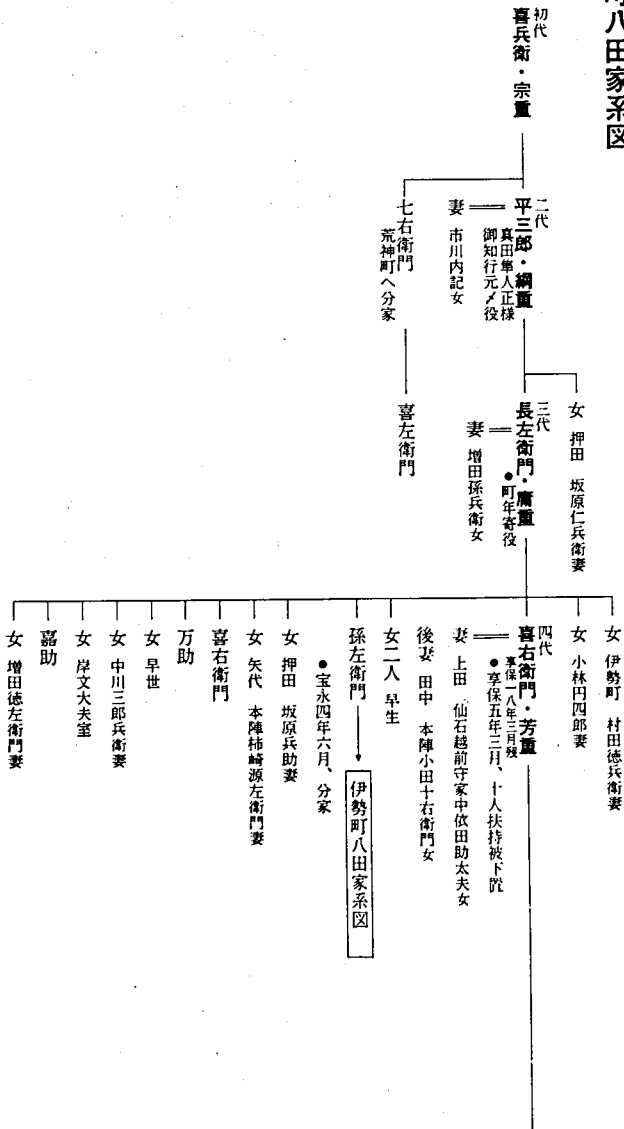
〇号、一九六七年）。

同氏「城下町御用商人の性格について」（『近世社会経済史論

集』、吉川弘文館、一九七二年）。

同氏「商家奉公人の研究」（『信濃』二四卷二号、一九七二年）。

# 木町八田家系図



近世史料の整理と目録編成の理論と技法 (大藤)



養女 伊勢町八田孫左衛門女、岡野甚十郎室（享保十四年）

五代 長左衛門・昭重

享保九年七月、被召出七人扶持被下置、  
 刀御免御物成御用勅被仰付  
 ●享保十二年十月、給入格被仰付  
 ●享保十二年十月、御郡奉行支配三被仰付  
 ●享保十三年八月、種貸役被仰付  
 ●享保十八年三月、家督相統、十五人扶持被下置  
 妻 伊勢町 八田孫左衛門女

惣三郎 後二號ト改ム

●十人扶持被召出御番入  
 後信安公御近習被仰付  
 名號ト被下置御加惣百  
 石被下置馬場屋敷被下置  
 室 岡野甚十郎女

女 樋口一角室  
 女 高田幾田室  
 室 木町 八田嘉右衛門女

六代 吉十郎・重薫 押田 坂原兵助次男

●享保十九年二月、家督相統、十五人扶持被下置  
 ●享保十九年七月、五人扶持被召上、御目見  
 遠慮被仰付  
 ●享保二十年五月、小幡長右衛門組江御番入被仰付、後三江戸にて出奔、断絶

七代 嘉右衛門・英重 増田徳左衛門三男

●宝曆六年、再興  
 妻 伊勢町 八田嘉助女

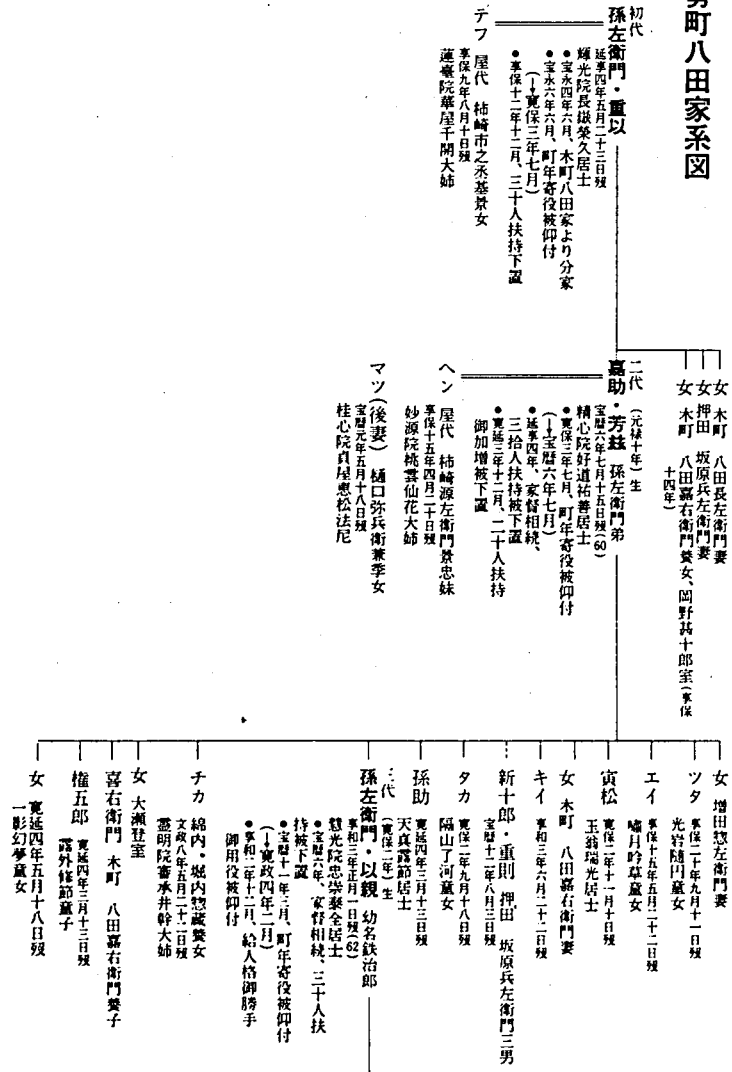
九代 長左衛門・賢親  
 十代 喜兵衛

八代 喜右衛門・嘉重 伊勢町 八田嘉助四男

女 八田競室  
 女 大瀬登養女

○「真田家家中系圖書」（八田勇氏所蔵）、「八田家家譜調書」（国立史料館所蔵八田家文書No.271）、「旧書留帳」（同前No.2732）により作成。史料的に判明する範囲内で記した。  
 ○……は養子・養女を示す。

# 伊勢町八田家系圖



近世史料の整理と目録編成の理論と技法 (大藤)

史料館研究紀要 第一七号

常一郎 明和五年十一月二十一日歿  
貞觀顯常童子

七サ 明和八年六月二十二日歿  
智海淨辰童子

武治郎 安永三年十月二十一日歿  
絶紅素印童子

甚五郎 享和元年九月八日歿  
忠節義孝居士

米吉 寛政六年十一月八日歿  
真相宝珠童子

四代(明和八年)生  
喜右衛門・知嘉

喜右衛門・知嘉 享和元年十二月九日歿(78)  
悟達院大道無願居士

●享和三年二月、町年寄役被仰付

●持被下置、給人格御勝手御用役被仰付

●文化十年十月、五人扶持御加増被下置

●文化十三年五月、産物御用掛被仰付

●文化七年閏八月、給人永格被仰付

●文政七年十一月、社会調役兼被仰付

●文政九年九月、糸会所締懸り兼被仰付

●天保四年、産物会所取締役仰付

●天保八年十二月、切米納税二十俵御加増被仰付

●天保十二年十二月、一人扶持御加増被下置

女三人

喜兵衛

母方再従弟惣三右衛門家来安達  
与左衛門弟ヲ文化十年七月二引取厄介  
仕置、同年十一月二號弟トス

●文化十年十一月、別家、五人扶持被下置、  
御勝手御用役被仰付

●文政七年十一月、社会調役兼被仰付

●文政九年九月、糸会所惣元方兼被仰付

●天保四年、産物会所元方被仰付

女

寛政五年十一月十七日歿  
露雲清麗童子

女

辰三郎・知嘉 厄介致置候落合辰三郎  
ヲ文化七年二月二號養子トス

●文政元年十二月、被召出別家、十人扶持  
被下置、御勝手御用役被仰付

●文政七年十一月、社会調役兼被仰付

●文政九年九月、糸会所惣元方兼被仰付

●天保四年、産物会所元方被仰付

女 小山田六郎兵衛伴藤四郎室(文化十二年)

女 師岡七郎右衛門梓治助室(文化十二年)

女 文化元年九月八日歿、幻明觀夢童子

養女 増田徳左衛門次女、大瀬甚室(文政六年)

養女 八田辰三郎次女、岡野弥右衛門梓錫之助室(文政九年)

五代(文化四年)生  
喜助・知則 幼名鉄之助

●享和四年十二月三日歿(45)  
玄藏院浩然至静居士

●天保五年三月、被召出御勝手御用役見習被仰付

●享和二年二月、家督相続、三十人扶持被下置  
本役被仰付

ムメ 岡野弥右衛門元礼次女  
宝勝院玉堂妙珠大姉

六代 (文政十一年) 生  
慎藏・知道

明治四十年十月八日歿(79)

知道 沈瀆庵子 静居士

● 萬五年正月十六日、家督相続、

二十人扶持被下置、御勝手御用役被仰付

● 明治三年十月、商法掌

● 明治四年八月、免職、少属補助商法方

● 明治十二年七月、同十三年三月、第六三

国立銀行頭取

(天保三年) 生

ユウ 明野元賢妹

明治二十九年四月四日歿(65)

清亮院浄雲慧明大姉

鐵治郎・知徳

明治九年三月二十三日歿

正備院義親誦賢居士

シゲ 伊勢崎 竹内莊三郎妹

明治十年五月二十七日歿

法性院蓮入到安大姉

長 (天保八年) 生

松木董正妻

明治十七年十月二十一日歿(48)

清操院順譽皎月大姉

ハル

嘉永五年九月二十三日歿

玉樹院實相妙心大姉

綱 (享和四年) 生

明治三十二年十一月二十日歿(50)

瓊芳院玉室貞樹大姉

七代 安政元年 生

彦次郎 上田 内藤源治郎弟

明治二十七年七月八日歿(41)

鮮明院真光遠然居士

(享和二年) 生

久米

大正七年九月十六日歿(64)

秋岳院玉顔妙姿大姉

八代 明治九年七月九日生  
彦次郎・知信

昭和十年五月九日歿(80)

知信院晚香子進居士

よゆう (明治十一年) 生

下高井郡江部村 山田莊左衛門次女

明治三十二年六月二十六日歿(21)

端正院高信操要大姉

のぶ (後妻) 山田莊左衛門三女

明治十五年 生

昭和二十六年正月七日歿(80)

瑞昌院徳光貞順大姉

潔 長野 藤井安治妻

(明治十五年) 生

純 長久保 竹内忠雄妻

昭和四年四月九日歿(48)

竹内純刀自瑞比賣命

(明治十八年) 生

就 東京 内藤克一妻

大正十五年四月二十一日歿(42)

專明理法精教大姉

諒 井上 坂本重雄妻

(明治二十八年) 生

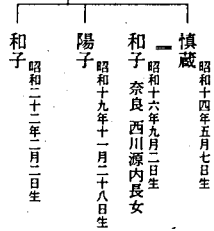
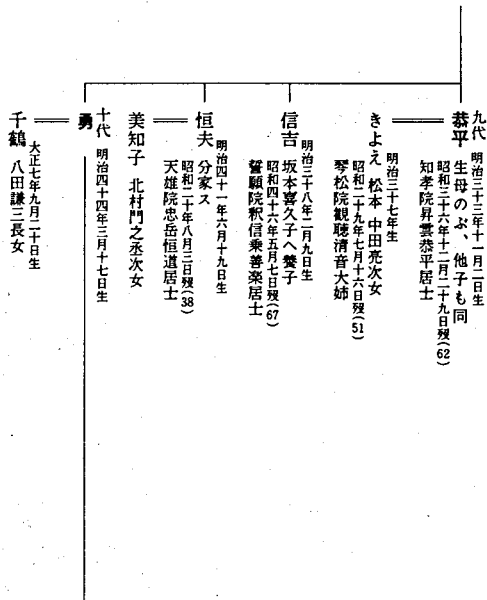
謙三 千栗泉謙ヶ谷町(移ル)

昭和二十九年一月九日歿(72)

謙光院実相超心居士

茂子 上田 柳沢太郎兵衛次女

近世史料の整理と目録編成の理論と技法 (大藤)



○ 八田家過去帳、「真田家家中系図書(八田勇氏所蔵)」、「真田家家  
 中明細書」(国立史料館所蔵真田家文書)、「御書付写帳(国立史  
 料館所蔵八田家文書No.二七四八)および八田勇氏の御教示によ  
 り作成。  
 ○ 歿年次の下の( )内の数字は数えの享年。( )を付した生年  
 は逆算して推定したもの。  
 ○ ……は養子・養女・養弟を示す。

## 二 糸会所・産物会所・商法社の概略

### 糸会所

松代藩領では文化期以降、養蚕製糸業が発展し、この時期、松代城下には糸市が開かれ、市場世話人が任命されて市の運営に当たっていた。そして文政九年（一八二六）には、領内製糸業の育成と統制のために糸会所が設立された。取締役には文化一三年（一八一六）年より産物御用掛を勤めていた伊勢町の八田嘉右衛門（四代当主）が任命され、さらに惣元方にも一族（別家）の八田喜兵衛・同辰三郎が就任している。

糸会所は藩よりの拝借金と商人たちからの借入金・預り金を資金として運営された。会所の建物は惣元方八田喜兵衛役代惣兵衛の屋敷の一部を家賃八両で借り受けたものであり、後の産物会所もこの建物を使用している。当時、製

糸会所の構成

		氏名
取締役	元方	八田嘉右衛門
	惣元	八田喜兵衛
//	//	八田三兵衛
	//	八田孫兵衛
元方	締助	増田五右衛門
	//	間嶺喜左衛門
//	//	中町周兵衛
	//	伊勢町×弥兵衛
//	//	伊勢町×唯十兵衛
	//	中町×仁左衛門
//	//	//×吉左衛門
	//	荒神町×武右衛門
//	//	馬喰町治助
	//	×印発端世話人

●文政13年に宿年寄酒井七郎太、横谷惣右衛門の二人が糸会所吟味方兼帯を命ぜられている。中町喜代八も町名主で同じく兼帯を命ぜられている。

糸会所成立以前にも糸市が立ち、世話人が任命されているが、これについては「信濃蚕糸業史」下巻100頁参照。

●吉永昭氏「製糸業の発展と糸会所の機能」第4表所引。

糸は糸元師の支配下で挽子が行っており、文政二年には糸元師仲間が結成され、翌三年から一人六匁ずつの冥加金を上納していた。会所は挽子の生産意欲を高めて品質を向上させるために、挽子を糸元師から独立させる方針をとり、挽子に対し糸挽道具や原料繭・資金などを貸与した。しかし、現実には糸元師に所属したままの挽子が多く、そのため会所は、文政九年にいったん廃止した糸元師冥加金を同一三年に復活し、しかも挽子人数に応じて賦課した。この措置は、糸元師が挽子を多く持つだけ冥加金負担を重くすることにより、彼らを圧迫せんとしたものである。糸元師仲間は天保四年（一八三三）には解散させられている。

一方、文政一〇年、繭仲買人仲間が結成され、仲買人の買い取った繭は必ず繭市に出されることになり、養蚕農家↓繭仲買人↓繭市という原料集荷システムの確立をみている。また同年、繭市での取引の円滑化を図るために、糸会所役人の発案で松代の伊勢町・中町・荒神町に繭売買所が設立されている。売買所は糸元師や挽子に買入資金を援助しているが、この資金は糸会所を通じて藩が貸し下げている。繭は糸元師・挽子のもつと糸に挽かれて松代の糸市で売り捌かれた。糸市での取引に際し、糸世話人は一〇〇両につき二分ずつ冥加金を糸買人より取り立てている。天保四年には、新町村・笹平村・倉科村・森村にも新たに糸市が開設された。

#### 産物会所

産物会所は、天保四年、糸会所の機構が拡充されて設立されたものである。取締役に八田嘉右衛門が、元方に別家の八田喜兵衛・同辰三郎が任命されているのは、糸会所の時と同じである。その後、嘉右衛門の倅嘉助（五代当主）、さらに嘉助の倅慎蔵（六代当主）も産物会所掛りになっている。産物会所の機能は大別して領内産業の育成と統制であり、産物助成金を貸し下げる一方、鑑札制度を広く実施して冥加金を取り立てていた。また、取引をめぐる出入の調停機能も果たしていた。ただ、統制の主たる対象となった産物、統制の内実には時期によって変化がある。

初期においては、会所を通じての絹紬類の藩管専売仕法が実施されている。専売仕法実施の前提として、天保二年（一八三一）には、松代に紬市を開設し、それとともに紬師を絹紬仲買人として公認して、彼らを通して紬商品を城下松代に集荷する体制を確立していた。すなわち、織元↓絹紬仲買人↓城下買次問屋という集荷システムである。会所は買次問屋に資金を支給して、紬市に集まる商品を買いて、占めさせた。買次問屋は一定の口銭をとって買占に当たっていた。この買占資金は藩が会所に貸し下げており、会所

産物会所役人表（天保4）

	氏名
産物会所取締役	八田嘉右衛門
産物会所元方	八田喜兵衛、八田辰三郎
産物会所掛り役人*	松本嘉十郎、山崎久右衛門、松本源八、奥津権右衛門、石倉源右衛門、佐竹周藏、堀内與右衛門、春日儀左衛門
紬方掛り	高井善右衛門
御用達	専助、治助、彦兵衛
会所詰	周兵衛、保平、善左衛門、源左衛門、彌十郎
松代市場世話役	吉左衛門、武左衛門、仁兵衛、保平
新町村糸締掛	音吉、源之丞
森村糸締掛	民左衛門
倉科村糸締掛	吉左衛門
笹平村糸締掛**	勇吉、孝藏
買次人	重郎治、友吉、祖兵衛、亀吉、伊左衛門、藤吉、清十
会所番人	相澤藤吾、庫之助、武左衛門、惣七

\* 武士団の内から会所掛りとして任命されたものを一応書き加えた。本来は武士身分なので別に取扱うべきかも知れないが、会所に関係の深いものとしてここにあげた。

\*\* 糸締掛は、例えば新町村の場合は、天保9年の記録では市場世話役と改称されている。

なお、天保9年より糸買宿として惣藏・惣八郎・覚左衛門が任命され、天保12年には町年寄増田徳左衛門・検断伴栄作が産物会所調掛に任命されている。

●吉永昭氏「紬市の構造と産物会所の機能」第3表所引。

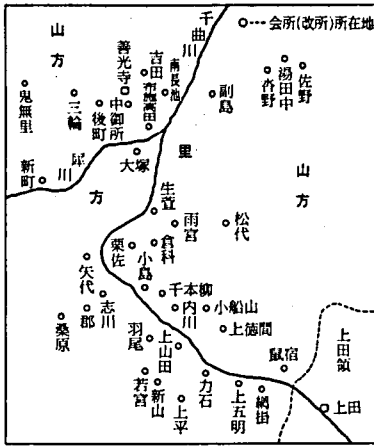


は礼金（礼金）を付けて上納する仕組みになっていた。

買ひ占めた商品は、松代の紬市にやって来る領内外の商人たちに売り払うほか、江戸や京都に出荷して売り捌いた。また、商人に産物を貸し下げて売り捌かせ、後で代金を上納させるといふ方法も採用していた。しかし、売捌成績は不振で、天保八年（一八三七）には仕法替えとなり、藩よりの資金貸下は廃止された。生産者・仲買人に対する会所の統制機能は従来通り維持されたが、絹紬類の売買の実権は菊屋伝兵衛・菊屋孫兵衛・菊屋惣兵衛・柏屋藤吉・鍵屋伴之介の五人に譲渡された。彼らはいずれも松代城下の有力商人であり、菊屋伝兵衛は会所取締役八田嘉右衛門の役代、菊屋孫兵衛も八田の親戚である。彼らは絹紬売買所を設置して取引に当たったが、取り扱い商品は会所改印のあるもの限り、売買にあたって、一〇〇両につき一兩の口銭を徴収した。藩よりの資金貸下が廃止されたため、売買所商人たちは産物の買占資金の融通先を三都の大商人に求め、彼らの買宿となっていた。天保八年に柏屋藤吉が江戸の大丸屋の買宿となり、同九年には菊屋伝兵衛も上州高崎の布袋屋善右衛門の買宿となっている。同一四年には菊屋孫兵衛が三井店の買宿となったが、弘化元年（一八四四）に自殺したため、親戚の八田が代わって三井の買宿となっている。菊屋惣兵衛は岩城升屋の買宿であった。

嘉永二年（一八四九）、同三年には松代領内の特産物であった甘草・杏仁の専売制が実施されている。これは、甘草・杏仁を藩が会所を通して統制し、それを北廻り航路で大坂商人炭屋彦五郎に送り、その代わりに炭屋は西国の塩・砂糖等を松代領内に運んで売り捌く、というものであったが、その第一義的な目的は甘草・杏仁を引当とした炭屋からの御用金の借入にあった。この政策の発案者は佐久間修理象山である。大坂取引に当たったのは、八田嘉右衛門の役代菊屋伝兵衛と紙屋町の藤屋戸佐久、御預所小布施村の塩屋太三郎であった。甘草・杏仁は越後今町に駄送され、そこから船で日本海を通って大坂の炭屋に送られ、炭屋の紹介で道修町の薬種問屋小西彦七と鍵屋彦右衛門がその売

産物会所（産物改所）所在地略図



産物会所（産物改所）設置村々

慶応元年設置	慶応3年設置	明治2年設置
後町 内川 三輪 南長池 新町 吉田 大塚 若宮 桑原 中御所 福島 上山田 鼠宿 原 網掛 羽尾 上五明 矢代 力石 上平 湯田中 佐野 沓野	新山 郡 倉科 雨宮 高田 布施 上徳間 向八幡 上船山 千本柳 生薑 栗佐 志川	中牧 小島 鬼無里

り捌きに当たっていた。だが、大坂での相場の下落により短期間で中止のやむなきに至っている。これは、抜荷が他領商人のルートで相当量大坂に送られ、安く売り捌かれたためである。その後、杏仁の方は安政二年（一八五五）に薬種問屋小西彦七の要望で再び専売制が実施されたが、これも結局失敗に終わっている。

幕末期には、会所組織が領内村々にまで拡大され、鑑札制度も拡大再編されて領内産業に対する統制が強化されている。慶応元年（一八六五）、領内の二三カ村に産物会所（産物改所とも称す）が設置され、それぞれ取締役・世話役各数名が任命された。これら会所役人はいずれも村落支配者層に属していた。慶応三年、明治二年（一八六九）にはさらに増設されている。他方、鑑札制度も安政期・慶応期に大幅に拡大され、松代藩領内のみならず領外にもわた

って種々の職人・商人たちが網羅的に鑑札制度の網の中に組み込まれている。村々に置かれた産物会所（産物改所）は、その周辺地域での生産物を改め、改算加金を徴収した。会所の改めを受けることなく売り捌くことは厳禁されており、会所の未設置の地方には松代の産物会所の役人が出張して改めていた。統制の主たる対象となったのは、横浜開港によって輸出品として需要が飛躍的に増大していた生糸・蚕種であった。産物会所は明治四年まで存続して産物統制機能を果たしており、この機能の上に立って明治二年に松代商法社が設立されている。

#### 松代商法社

商法社は、巨大な外国資本に伍して交易を進めるために、領内商人資本の結集を図って設立されたものである。商法社取締役には横浜交易で財を成した羽尾村の大谷幸蔵（屋号「大黒屋」）が任命された。その下に商法掌九名、商法方二二名、商法方補二五名によって商法社の役人が構成されていた。吉永 昭氏の後掲論文では八田家は商法社の役人には加わっていないとされているが、「真田家家中明細書」（真田家文書）では伊勢町八田家六代当主慎蔵は明治二年一月二三日に「商法掌」に任命されており、かつ商法社関係の文書も八田家に伝来しているので、八田家も商法社の運営に参加していたとみて間違いないと思われる。ただ、主体は、吉永氏の指摘されるように、松代城下の商人よりも在村の横浜交易商人たちであったようである。松代商法社は羽尾村と松代の伊勢町に設置されていたが、後者は規模が小さく、羽尾商社が中心であった。

商法社は領内有力者の資本を結集して横浜交易商人へ資金援助を行うことを主目的としていたが、早急に商社基金を準備することは困難であったため、巨額の商法社札を発行した。そして、商法社札を商人たちに貸し下げて領内で生産される蚕種と生糸を買い占めさせ、それを横浜に持参して売り捌き、洋銀・太政官札を獲得せんとした。だが、明治三年、横浜交易の未曾有の大暴落によって商社運営は失敗し、商法社札の信用が失墜して生産者農民を追い込む

ことになった。そして、太政官札と商法社札の引換相場が二割五分引きと布告されたのが引き金となって、同年一月末、大規模な商法社反対一揆が起こり、産物会所・商法社は機能を喪失し、翌年四月に廃止されるに至った。

△参考文献▽

吉永 昭氏「製紙業の発展と糸会所の機能」(『史学雑誌』

六編二号、一九五九年)。

同氏「袖市の構造と産物会所の機能」(『歴史学研究』二〇

四号、一九五七年)。

同氏「藩営専売制の基礎と構造」(『日本経済史大系』4、

東大出版会、一九六五年)。

同氏「専売制度についての一考察」(『史学研究』六五号、

一九五七年)。

同氏「幕末期における専売制度の性格と機能」(『歴史学研究』

二二八号、一九五八年)。

同氏「松代商法会社の研究」(『社会経済史学』二三卷三号、

一九五七年)。

### 三 史料の整理と基本カードの作成

#### (一) 史料整理の一般原則

まず、史料整理の一般的な原則について述べておこう。欧米および我が国での史料整理の経験を踏まえて、現在の原則が打ち出されている。①平等取り扱いの原則、②出所原則(Principle of Provenance)、③原秩序(原列)尊重の原則(Principle of respect for Original Order)、④原形保存の原則。

平等取り扱いの原則とは、文字通り、すべての史料に同等の価値を認めて平等に取り扱うという原則であり、これが史料の保存・整理に携わる者のとるべき最も基本的な姿勢でなくてはならない。天皇をはじめとする為政者の文書であろうと庶民の文書であろうと、史料としての価値に差はないのであって、平等に保存し、整理しなくてはならない。また、たとえ断簡類であっても粗末に扱うことは許されない。

『出所原則』とは、史料が文書館等の保存機関に移管される以前において、その史料を作成ないし授受し、保管してきた組織や個人を特定の「出所」として、一つの史料群の範囲を確定し、他の出所を持つ史料と混合してはならない、という原則である。近世史料に即していえば、たいてい家単位に伝来しているので、特定の家に伝来した諸史料を一つのみをまとまりを持った史料群としてとらえ、それを分割したり、あるいは他家伝来史料と混合したりせず、一括して整理し、管理しなくてはならない、ということになる。それ故、『家わけ（家別）整理・管理の原則』とも呼ばれている。

同一出所の史料群を一括して整理・管理するためには、まず一つの史料群単位に名称を付与する必要がある。それは、出所がわかるよう、官庁名・企業名・団体名・家名・個人名等を冠して付与すべきであろう。特定の家に伝来した近世史料の場合、当館では、例えば「甲斐国山梨郡下井尻村依田家文書」「信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書」というふうに、『旧地名十家名』でもって名称を与え、これを「文書名」と称している。

以上の出所原則が守られていない例として、しばしば目にするのは、本来一つの家に伝来したものでありながら、文書史料は文書館や大学の史料室に、書籍は図書館に分割して移管・所蔵されている例である。書籍といっても、それがある個人や組織に購入されたり筆写されたりして所蔵された場合、それは図書一般とは違った意味・価値を有することになる。つまり、それは、所蔵していた個人や組織の教養源ないし業務遂行に必要な情報源を示す史料としての意味・価値を有しているのである。したがって、そうした書籍は文書史料と一緒に保管され整理されなくてはならないわけである。当然のことながら、目録も文書目録と書籍目録とに分けるべきではなく、同一の目録に収め、しかも個人や組織の活動において書籍が果たした機能を示すように目録構成の中に位置づけなくてはならない。

また、文書史料についても、それが古書店を通じて分割して販売されたため、複数の機関や個人に所蔵されている

ケースも多く存する。そうした場合、整理担当者は分割所蔵先を調査し、それをマイクロ・フィルムに収めて元の史料群を復原しなくてはならない。これもアーキヴィストの重要な仕事の一つである。

『原秩序(原配列) 尊重の原則』とは、出所を同じくする史料群の中で個々の史料がもとと与えられている秩序(配列)が、組織ないし個人の活動の体系を反映しているものである場合には、その元の秩序(配列)を尊重して残さなくてはならない、という原則である。つまり、出所における史料の保管状態を尊重せよ、ということである。この原則は欧米の文書館学で打ち立てられたものであるが、これを我が国の近世史料に当てはめてみると、史料を原蔵していた家における保管の状態は史料群内部の何らかの脈絡が反映しているかもしれないので、それを尊重し、崩してはならない、ということができよう。

具体的に説明してみよう。我が国の近世史料はたいいてい家に伝来しているのであるが、家内部において保管場所が異なっている場合もある。例えば、大部分の史料は蔵や物置に納められながら、一部の史料は母屋に保管されているケースは、かなり一般的にみられる。後者の史料は、その家の由緒書・系図・家訓や朱印状、感状、有名人からの書状などであることが多い。その家の家族がそれらに特別の意味と価値を認めて別置し、特に大切に保管したのである。したがって、保管場所によって、その家において史料が持っていた意味や家族の史料保存についての意識を知ることができるのであり、どのような史料がどの場所に保管されていたかを記録に留めておく必要がある。

また、蔵や物置に納められた史料も、裸のまま放置されているケースは少なく、たいいてい箱や箆筒などの容器に入られている。そして、格納されている箱や箆筒の引き出しが何らかの基準での史料の区別を示していたり、その中の配列順序にまで法則性が存する場合もある。それ故、どの容器に入っていたかを記録しておくことが必要であり、かつ配列の順序を崩してはならない。

このほか、数点の史料を綴じ合わせたり、束ねて紐で結んだり、あるいは袋に入れたりしてある例も多く存する。これらは何らかの意図や契機によって一括されていることが多く、したがって種類が違っても解体することは許されない。また逆に、独立していた史料を整理者が勝手に合綴したりすることも不可である。そういうことをすると、第三者には、当時の人が一括したのか整理者が一括したのかの区別ができなくなる。

以上に述べた保管の原形は、史料相互の関連性を把握する上で重要な手がかりを提供してくれているのであるが、残念ながら、従来の史料調査や整理の仕方はこの点についての認識にいさか欠けていたきらいがあり、ために史料群の内的関連性を破壊する結果を招いたケースも少なからず存する。既刊の史料調査・整理のマニュアル類には、あらかじめ形態別や内容別・年代別に荒仕分けをしたうえで目録を作ることが、堂々とうたわれている例が少なくない。さすがに史料保存機関ではこうした方法は改められているが、研究者の現地調査では、いまだに行われている例をしばしば目にしている。当館でも戦後間もない時期に入った史料は、受け入れた時点で荒仕分けが施されており、保管の原形が崩されている。ために、後で本格的に整理し目録化する段になって、史料相互の関連性を把握するのに困難をきたしている。

例えば八田家文書の場合、書付類と冊子類とに大別されたうえで、冊子類はさらに形態や内容などによって荒仕分けされている。ところが八田家は、先述したように、「内方」（「家」と「店方」とに分化し、さらに「店方」はいくつかの専門の店に分かれており、そのうえ当主が町年寄や松代藩の御勝手御用役、糸会所・産物会所の役人などを勤めていたため、その関係の史料も八田家に伝来している。この場合、表題は同じ「日記」・「入用帳」・「金銭出入帳」であっても、それがどの組織の運営や職務の遂行にかかわって作成されたかが第一義的に重要な意味を持つのであって、それを無視して同表題ごとにまとめてしまうと史料群の内的構造を壊してしまうことになる。八田家での

史料の保管状態は記録に留めてないので、後から史料館に就職した者にとっては原配列を知るすべもないが、もし組織・職務別にある程度まとめて保管されていたとして、その原形が当館への移管後も保存されていたら、たとえ史料に組織名・役職名が記されていない場合でも、その推定ははるかに容易であつたらうに、と悔やまれる。

我が国では、史料保存に本格的に取り組まれるようになったのは戦後になってからであり、試行錯誤を繰り返しながら史料整理の方法が徐々に打ち立てられてきた。したがって、先人の過ちを一概に責めるわけにはいかないのであつて、むしろそれを教訓として生かし、整理方法を改善していく姿勢と努力こそが大切なのである。ただ難しい問題は、史料整理はあくまで物を対象とする作業だけに、いったん誤つた方法が施されると、後で取り返しのつかないことである。この危険性を回避するためには、ともかく史料本体を恣意的にいじくらないということ以外にはなからう。史料にとって一番の敵は、自己の方法の正しさを信じて疑わず、確信と情熱をもって史料をいじくる人間である。

『原形保存の原則』のうち、史料の保管の原形保存は以上に述べた『原秩序（原配列）尊重の原則』の範疇に入るので、次に個々の史料の原形保存について述べておこう。

個々の文書史料の原形の範疇には、文字、料紙の大きさや厚さ、紙質、紙色、料紙の使い方（竪紙、折紙、切紙、継紙、折り方、封じ方、畳み方）、冊子型史料の判形・綴じ方・綴紐の種類、付属物（包紙、封紙、丁間挿入文書、下ゲ札、貼紙、綴紐に結び付けられた文書）等が入らう。これらの原形を尊重して保存しなければならないというのが原則であるが、しかしそれは、史料の検索や管理、閲覧利用、史料自体の物理的保存などとの兼ね合いで、いろいろ難しい問題を含んでいる。

例えば、史料の検索や管理のために、保存機関ではたいいてい記号・番号を表記したラベルを史料に貼付しているが、これは異物を史料に付着させることであつて、明らかに原形保存の原則と矛盾している。史料を封筒などに入れて、



封筒の表面に記号や番号を記入する間接表示法も考えられるが、閲覧の際の出し入れに間違いが生じることも予想され、今のところやむをえない措置として史料へのラベルの貼付を行っている。しかし、その場合、小形で薄いラベルを用いて史料の文字を隠さないように貼り、また糊も史料を変質させず、かつ剥がしやすいものを使用するなど、いろいろ配慮と工夫が要求される（当館での例については後述する）。なお、機関によっては、所有権の明示のために図書と同様、史料にも蔵書印を捺しているところがあるが、これは絶対に不可である。ラベルに所蔵機関名を記入しておけば所有権を示せるし、図書と違って史料の館外貸出は原則として行つてはならないので、史料を汚損してまで蔵書印を捺す必要性はない。どうしても捺したい人は、自分が無理やり入墨をされたらどういふ気持ちができるか、思いを至していただきたい。そして代わりにポットでも押して我慢されるとよろしかろう。

破損や虫損の甚だしい史料の場合、それを保存し閲覧利用に耐えうるようにするために裏打ちをせざるをえないが、技術的未熟さによる史料破壊を別にしても、裏打ち自体、すでに史料の厚さの原形を損うことになるという点で、充分心しておかねばなるまい。裏打ちは必要最小限度にとどめるべきで、それを施すことが史料保存のためになるという発想から、不必要に拡大すべきではないと考える。ましてや破損のない史料を表装したりすることは論外である。また、補修技術自体についても、使用する糊が将来どのような影響を史料に及ぼすかなど、今後科学的に検討しなければならぬ問題を数多く抱えている。

冊子型史料の補強手段として、厚紙でもって新たに表紙と裏表紙を加えた例もみられるが、こうした人為的な加工は史料の原形を損うので施すべきではない。もし表紙が破損したり劣化したりして利用に耐えられないような場合は、裏打ちですまし、全く新たに表紙を付けることは避けるべきである。また、表紙を欠いていても、そのままで保存したほうがよいと思われる。

このほか、原形を保存するうえで難問を抱えているのは、綴紐に結び付けられた文書、および丁と丁の間や袋状になった丁の中に挿入された文書の保存である。原形保存の建前からするとそのままの形で保存すべきなのであるが、しかし、前者の場合、閲覧の際にほどこいて読んだのちに再び結び付けるという作業を繰り返すうちに文書が破損する危険性があるし、後者の場合は文書が帳簿からこぼれやすく、しかもいったん離れると文書を元の位置に挿入し直すのは困難となる。前者では、原形を写真に撮ったり図示したりしたうえで、結び文はほどこいて帳簿に添えて同じ封筒に入れるという保存方法も考えられるが、当館では結び文の開披請求が少ないこともあって、今のところ原形のままに保存している。後者では、文書がこぼれないよう丁に糊付けし、そのことを記録しておく方法もあるが、しかし丁の袋の中に貼り付けたのでは見るのに不便をきたすことになる。これも今のところそのまま保存し、整理封筒に丁間挿入文書がある旨を記して、取り扱い上の注意を促すにとどめている。

両者とも史料の原形保存と閲覧利用との矛盾が端的に示されているが、そうした例はこのほかにも多々ある。例えば文書の折り方も、文書の種類によってはその様式が決まっているので原形を保存しなくてはならないのであるが、整理者がいくら気をつけても、閲覧者が元通りに折りたたんでくれないかもしれない。こうしてみると、史料の原形を保存するためには、整理者だけでなく閲覧者も史料に対する認識を深め、その正しい取り扱い方法を身につけることが要求されることになるわけである。後者の前提がないと、閲覧による史料の破壊を未然に防ぐために、整理の段階において史料の原形を崩してまで予防措置を講ぜざるをえないという矛盾に陥ることになる。

## (二) 近世文書史料の整理法と基本カードの採り方

近世文書は近代の官庁文書とは保管形態を異にしているので、整理と目録作成の方法も後者とはやや異ならざるをえない点に、まず留意しておく必要がある。近代の官庁文書は、作成された時は一点一点独立していても、まとめて

簿冊に編綴されたり、ファイルされたりして保管されるのが一般的である。したがって、簿冊やファイル単位に整理番号を付してカードに採り、「簿冊・ファイル目録」を作成したうえで、その中の一点ごとの文書の内容を示した「件名目録」の作成へと向かう、という手順がとられているようである。

これに対し近世文書は、なかには関連文書を合綴したり、袋に入れたり、束ねたりした一括保管形態も見られるものの、多くは作成時の独立形態のまま伝来している（簿冊形態も存するが、それは最初から冊子に記入したもので、それ自体、一個の独立文書である）。故に整理の方法も、保管の原形を尊重すれば、一点ないし一括文書を単位とすることになる。量的には一点単位の方が圧倒的に多く、近代官庁文書の簿冊・ファイル単位の整理とは異なる。しかし、出所における保管原形の保存原則に則っている点は同じである。

ただカードへの情報記入は、近世文書の場合、一括文書はまずそれを単位に表題を採ったうえで個々の文書の情報を記入していく点では近代官庁文書の場合と同じであるが、一点文書では最初から最小単位の情報を記入するわけ、しかるのちに他の文書との関連を考察して文書群の内的構造を再構成していくことになる。文書相互の関連を把握するうえで原配列が参考になることが多いので、先述したようにそれを崩すべきではなく、原配列の順にカードを採り、整理番号を付していくのが妥当である。すでに原配列が崩されている場合は、元の形に復原するのは不可能であるので、とりあえず現状のまま整理し、どういう基準で荒仕分けされたかを押さえるようにしたほうがよいだろう。

八田家文書は数万点にのぼり、一度に整理するのは不可能であるので、数回に分けて整理し、分冊で目録を刊行していくことにした。既述のように、当館に移管された段階で冊子類と書付類に大別されているので、今回はまず冊子類の整理を行った（冊子と書付とが一括して合綴されたり袋に入れられたものはそのままの形で残されているので、当然、一括して整理した）。冊子自体の原配列も崩されているが、とりあえず当館の棚に配架されている順にカード

を採り、整理番号を付した。

当館では図示したような様式の基本カードを用いている。①の「所属」欄には出所単位の文書名と文書記号を記入する。いちいち筆記するのは面倒なので、あらかじめゴム印を作っておくのがよい。文書記号は、当館では受け入れ年次とその年の受け入れ順序を示せるように付けている。例えばA28BVというのは、昭和二八年に二番目に受け入れたことを示している。ただ、この表記法には問題点もある。当館が戦後に発足して以来、幸い改元されていないので今のところ支障はきたしていないが、近年中に改元の事態が予想されるので、そうなると将来、同じ文書記号が出現することになるからである。西暦の下二桁をとっても、やがて二一世紀を迎えるので、やはり同様の問題が生じることは避けられない。できれば永久に文書記号が重複しない方法を考案するのが望ましい。

②の「部門」欄は、八田家文書の場合では、「内方」・「呉服店」・「産物会所」・「御勝手御用役」といった組織名や役職名を記入し、どの組織の運営や職務の遂行にかかわって作成ないし授受された文書であるかを示した。ただ、文書に組織名や役職名

国立史料館の基本カードの様式と記入例

所属	信濃国 松代八田家文書 (28B) ①	部門	内方 ②	③ 写控板
番号	あ1474 ④	年代	天保9年2月～12月 ⑤	
表題	金子御預り覚帳〔種油・胡麻油代金請取〕 ⑥	形態	横美半折 ⑦	
		数量	1冊綴通 ⑧	
作成	川中嶋猪嶋村油屋佐治多 ⑨	菊屋和作 ⑩		
⑪				

7.5 cm

12.5cm

厚さ 0.5 mm

が記してあればことは簡単であるが、記していないものも多いので、その確定には内容の子細な検討と他の文書との照合を要し、かなり時間を費すことになった。しかし、これを明らかにしないと文書群の内的構造を再構成しえないので、今回の整理と目録作成においては最も重要な鍵を握る作業であった。

②の「番号」欄には整理番号を記入する。独立して伝来しているものは一点ごとに付すのを原則としたが、例えば同一葬儀の参列者の名面帳のように、別帳仕立てになっていても本来一連のものである場合には、同一の番号を付して同じ整理封筒と一緒に入れ、「何冊」と表記した。もちろん、綴じ合わせたりするのは、原形破壊になるので、してはならない。すでに八田家において合綴されたり袋に入れられたりして一括して保管されていたものについては、一括単位に番号を付し、「何冊・何通一綴」、あるいは「何冊・何通袋入」と表記した。なお、番号の上に「あ」を冠したのは、数量が多いため複数の人間が分担して整理をせざるをえないので、「あ、い、う……」で区別したものである。ただ、当館では一人が一冊の目録を全面的に担当することになっており、今回刊行した目録所収文書はすべて私の整理にかかるとあり、したがって整理記号は「あ」に統一されている。表題（史料名称）は原則として原表題を採り、適宜加工した。原表題を重視したのは、当時の人々がどのような種類の文書にどのような名称を付与したかが史料学上重要な意味を持っていると同時に、そこに往々にして当時の人々の観念も反映しているからである。

例えば、商家の帳簿には「大福帳」と名付けられたものが多くみられるが、これはいうまでもなく、「家」の繁栄を祈念して付けられたものである。勘定帳に付けられている場合が多いので、その代名詞ともなっているが、その他にも家の由緒を記したものとや諸儀礼の書留帳などに付されている例もみられる。「大福帳」と命名された帳簿は、その家の諸帳簿の中でも特に重要な帳簿と認識されており、大切に保管されている。同様な名称に「永代帳」がある。これは、「家」の永続への願いがこめられていると同時に、永代大切に保管すべき帳簿であることを示している。し

たがって、その帳簿が具有している意味合いを目錄上に表示するためには、「勘定帳」・「家記」・「儀礼覚帳」といった史料学上の一般的な類型名称を整理者が目錄表題に付けるよりも、原表題を採用したうえで、その帳簿の種類や内容を注記したほうがよいと考える。当館では、種類・内容の注記は表題の後に「( )」を付して行っている。

八田家では、宝暦から明治初年までの長期間にわたって婚礼・法事・贈答などを書き継いだ帳簿に「大福帳」の名称を付与している。八田家は格式を誇った家なので、諸儀礼の作法と交際範囲を代々伝える必要があり、重要帳簿の一つであった。これについては、「大福帳」を目錄表題に採り、「婚礼・法事・贈答の記録」と注記した。このほか、八田家の帳簿の表題で目を引いたものの一つに「野帳」がある。「野帳」は一般的に検地帳の代名詞のように思われているが、原義は野外で使用する帳簿という意味である。八田家では葬儀参列者の名面帳に「野帳」の名称を付している。屋外で参列者の受付を行つたためであろう。そこで、使用場所を示すために「野帳」の原表題を採用し、「葬儀参列者名面帳」と注記した。

原表題のないものについては、他に表題の付された同種のものがあればそれを採用し、それが見いだせない場合は仮に命名した。その際、すでに史料学上確立された類型名称があればそれを採り、なければ機能・内容に即して表題を付けた。当館では、原表題以外のものについては「( )」を付して区別してきたが、書付類はもともと表題のないものが大部分であるため、最近ではそれについては「( )」を省略し、凡例で整理者が付けた旨を断ることにしている。

次に、合綴ないし袋入りの一括文書の表記法について述べておこう。同種の文書で、作成年月日、作成者・差出人、宛名が同一であれば一つのカードですむわけで、数量欄に「何冊・何通一綴」とか「何冊・何通袋入」と表記しておけば一括文書であることを示せる。同一表題でも作成年月日、作成者・差出人、宛名が異なる場合は、点数が少なければ同一カードに列記し、点数が多いときは一点一点別のカードに記して枝番号を付した。では、異なつた種類のも

のが一括されているときはどうすればよいか。二、三点の少量の場合は、一つのカードに表題、作成年月日、作成者・差出人、宛名を列記して処理し、点数の多い場合は、まず「……関係文書」と統一表題を付けたうえで、一点一点別のカードに個別の表題その他の情報を記入し、枝番号を付すことにした。

なお、破損や虫損が甚だしいものや、前後が欠損しているものについては、表題の後にハ V を付して注記した。また包紙入りや封紙入りについても、同様にハ V を付して注記している。

④の欄には作成者ないし差出人を記入する。文書によっては、第三者が本文の内容に誤りがない旨を奥書きし、署判しているが、それについては作成者ないし差出人の後に（ ）を付して注記した。⑤は宛名（所）の記入欄である。⑥の「年代」欄には作成年月日または記載期間を記入する。勘定帳や取調帳の類いについては、作成年月日の他に勘定・取調の対象となった期間を「」を付して併記しておいた。作成年月日の他に書き写した年月日を示す必要のある場合も、同様に処理した。例えば、宝暦二年三月二日〔明和四年四月三日写〕というふうに。年次は和年号で示し、推定年次の場合は（ ）を付して区別した。なお、年次を推定しえなくても、文書に干支や月日が記してある場合は、それをカードに採っておくと、後で再考察する際の手がかりとなる。

当館の基本カードにはあらかじめ「原、写、控、板」が印刷されており、該当するものを○で囲むことになっている。「控」は原本（正文）作成時に写し控えて作成者・差出人の手に保管していたものを指し、「写」は原本（正文）やその控を後になって何らかの目的で書き写したものを意味している。カードには印刷されていないが、この他に原本（正文）の下案（下書）が残っていることもある。私の場合、「写」・「控」・「下案（下書）」については表題にもその旨を表記している。また、八田家伝来の書籍には版本の他に書写本がかなり含まれているので、書名の後にハ V を付して版本か書写本かを注記した。

①の「形態」欄には、当館では冊子については判形を記入し、書付は「通」の数量単位で示して特に形態は記していない。ただ、書付でも、堅紙・切紙（横切紙、堅切紙）・折紙・継紙くらいは表記したほうがよいと思う。文書の種類によっては料紙の使用法が定まっており、目録に表記しておけば、形態による検索・利用にも応じられるからである。

大きさは、冊子については半紙判・美濃判に代表させて大体の大きさを示し、図面類は縦横の寸法をセンチメートル単位で示している。図面類以外のものまでいちいち寸法を測るのは手間がかかるので、今のところ省略しているが、特に大型か小型のものについては表記したほうがよいだろう。料紙の厚さについても表記を省略しているが、古代・中世文書については最近それが重要な研究対象となり、成果をあげているので、近世文書も、その表記を検討する段階にさしかかっているように思われる。ただ、なにぶん近世文書は量が多いので、困難な面も大きい。

次に、冊子型史料（帳簿）の形態表記の用語について少し述べてこう。当館では従来、冊子の外見上の形状のみに着目して、その判形を示してきた。これは和書の判形表記法を準用したものであった。しかし、和書の場合、粘葉装（胡蝶装）や綴葉装以外は折目が左側にくるように（つまり左小口が袋状になるように）料紙の使用法が統一されているのに対し、冊子型史料の料紙の使用法は区々である。したがって、和書については、外形のみから「大本」・「半紙本」・「中本」・「小本」・「枅形本」・「横本」・「縦長本」というふうに判形を表記しても差し支えないが、冊子型史料の場合は料紙の使用法も含めて判形表記の用語を概念化する必要がある。

実際、八田家文書の冊子型史料の整理にあたり、その料紙の使用法に着目してみたところ、従来の表記用語でははなはだ不十分であることに気づいた。そこで、表に示したように、料紙の使用法も含めて判形表記の用語を概念化してみた。特に従来「横半半」あるいは「横美半」と表記していたものは、料紙の使用法の差異に着目すると教種類に



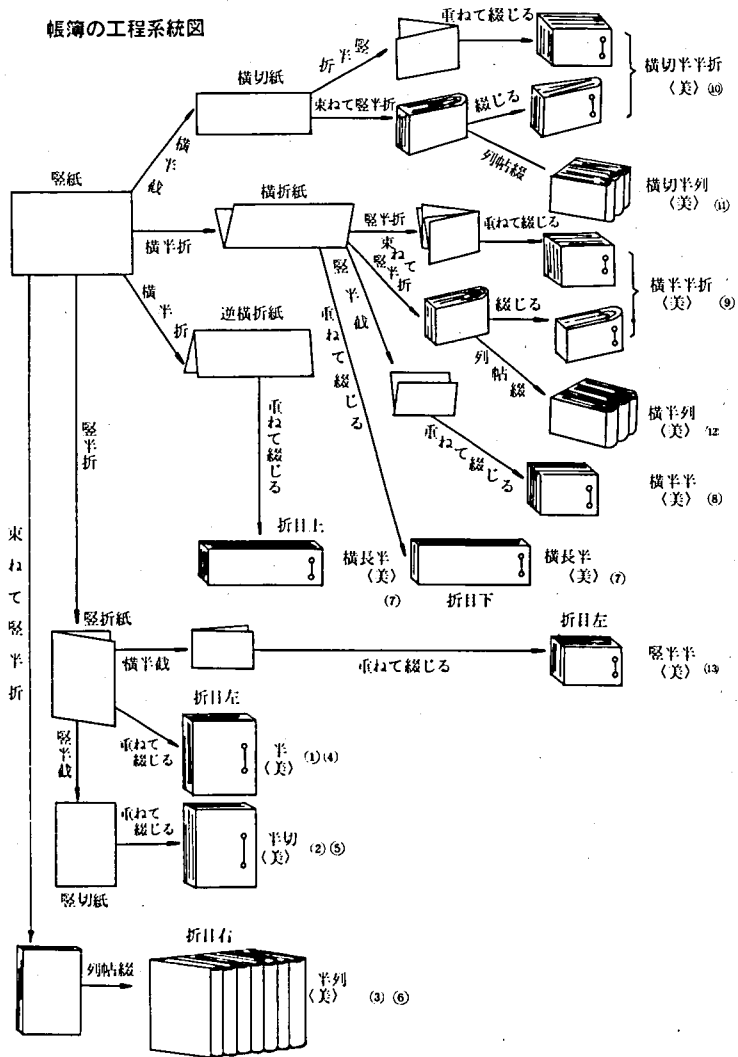
細分化される。なお、表に示した諸形態は、帳簿の工程を考えると図のように系統化できる。


縦帳の場合、左小口が袋状になっているものがほとんどである点、和書と同様であるが、稀には②と⑤のように堅切紙を用いた帳簿もみられる。和書と帳簿で著しく料紙の使用法が異なるのは、横本と横帳である。横本では左小口が袋状になっており、帳簿では⑬がこれに相当する。しかし、料紙の使用法からすると縦帳の一種であるので、帳簿の判形としては、⑬は縦帳の範疇に入れたほうがよいのではなからうか。もっとも、横切紙を半折りして左側に折目がくるように緩じれば⑬と同形態となるが、ここでは縦帳と横帳の概念を厳密化するために、左小口が袋状になるものは縦帳の範疇に含め、横帳は、横折紙ないし横切紙を使用し、かつ折目が上下ないし右側にくるものに限定した。そうした場合、横帳の大部分は折目が下になっている、

『史料館所蔵史料目録』での冊子型史料の形態表記用語の改正一覧表

従来の目録での用語	八田家文書目録での用語
半 (半紙判)	→ 半 (半紙堅折判) ①
	半切 (半紙堅半裁判) ②
	半列 (半紙堅折紙列帖装) ③
美 (美濃判)	→ 美 (美濃堅折判) ④
	美切 (美濃堅半裁判) ⑤
	美列 (美濃堅折紙列帖装) ⑥
横長半 (半紙横長判) (美) (美濃)	→ 横長半 (半紙横折判) ⑦
	横半半 (半紙横折紙半裁判) (美) (美濃) ⑧
横半半 (半紙半裁横長判) (美) (美濃)	→ 横半半折 (半紙横折紙半折判) (美) (美濃) ⑨
	横切半半折 (半紙横切紙半折判) (美) (美濃) ⑩
	横切半列 (半紙横切紙列帖装) (美) (美濃) ⑪
	横半列 (半紙横折紙列帖装) (美) (美濃) ⑫
	堅半半 (半紙堅折紙半裁判) (美) (美濃) ⑬

帳簿の工程系統図



(註) 綴じ方にも種々あるが、ここでは列帖綴以外は、で統一的に表記した。

つまり下小口が袋状になっているが、なかには⑦の左側の帳簿のように折目が上になっているものも稀にはみられる。八田家文書では、「野帳」と題された葬儀参列者の名面帳が、三冊とも上小口を袋状にされている。これは屋外で使用した帳簿であるので、上小口が開いていると風をはらむことになり、これを防止するという機能上の配慮もあったであろうが、凶の時の使用帳簿である故、通常と逆にしたという観念上の問題も含んでいるように思われる。綴紐も通常の帳簿はほとんど裏側で結んであるのに対し、前記の「野帳」はすべて表側で結んであるのも、そうした観念と関連しているようである。

列帖装ちじょうは、料紙をいくつか重ね合わせて半折り一括りとし、数括くくりを綴つじ合わせたものである。和書でも綴葉装のことを列帖装と呼ぶこともある<sup>6</sup>ようだが、これはかなり薄い本である。これに対し帳簿の列帖装はかなり厚く、「金銭出入帳」のように大きな記載容量を要するものに用いられている。しかも背がアコーディオンのように弾力性を持つているため、いくら帖数を増やしても開きやすいという、きわめて機能的に作られた帳簿で、商家の帳簿ではよくみられる形態である。つまり、帳簿の形態はその帳簿の機能と密接にかかわっており、従来の形態では充分機能しえなくなったとき、新たな形態が創意工夫されることになるのである。近世に入り、冊子型（帳簿）が大量出現したと自体、人間の組織的活動の複雑化に伴い情報の大量伝達と蓄積が必要となり、従来の書付型では間に合わなくなったことを示している。そして、冊子型（帳簿）も、機能に応じて種々の形態に分化していったわけである。したがって、史料の形態を機能との関連で系統的に研究して見る必要がある。なお、帳簿の列帖装の大部分は横帳であるが、稀には③・⑥のように縦帳の形態もみられる。横帳では既述のようにたいてい下小口が袋状になっているので、この袋の中に関連の証文や書状などが挿入されている例が多い。ここにも帳簿の機能性がうかがえる。

なお、「半」・「美」は半紙判・美濃判に代表させて冊子の大きさの大概を示したもので、料紙の種類を示すもので

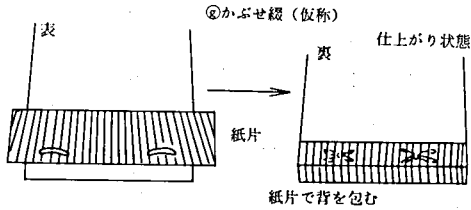
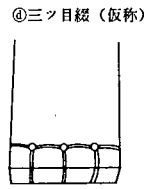
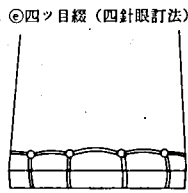
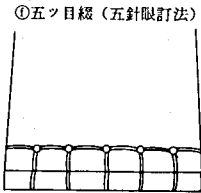
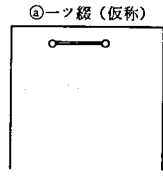
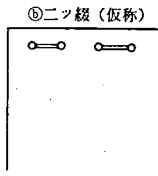
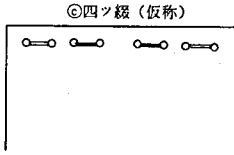
はない。特に大型のものは美の下に「大」を加えて、例えば「美大」、「横美大列」というふうに表記した。また特に小型のものについては、いちいち何分の一に截断したかを記すのは煩雑にすぎるので、「小」を冠して縦横の寸法をセンチメートル単位で示した。料紙の種類も史料の形態の要素の一つなので、できれば表記したほうがよいが、判定が困難なため、今のところ省略している。

以上に示した判形表記用語は、史料館員の同意を得たりえて冊子体の刊行目録にも採用したが、いまだ試案の域を出ていない。冊子型史料の形態については研究がなされていないので、書誌学のような統一的な表記用語は未確立である。今後、各自・各機関が試案を出し合って相互に検討し合い、統一的表記用語を確立していく必要がある。

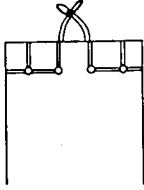
また、右の表記用語には、列帖装以外は綴じ方は考慮されていない。しかし、綴じ方も史料形態の重要な要素であり、これについても、その種類を研究し表記用語を確定していかなばならないだろう。当館では綴じ方までカードに採ることは義務づけられていないが、八田家文書の整理にあたり、試みに綴じ方、綴紐の種類、結び方、結ばれている位置などをカードの下の空欄に記入してみた。後で綴紐がはずれた場合、元の形に復原する必要がある。これらを記録しておくべきだと考えたからである。ただ、冊子型史料の綴じ方の表記用語はいまだ確立されていないので、書誌学の用語で史料にも適用できるものはそれを採り、それ以外は仮に命名した。八田家文書の冊子型史料の主な綴じ方の種類を、参考までに図示しておこう。

⑥の綴じ方は俗に袋綴じと称されているが、書誌学では左小口を袋状にした綴じ方を袋綴じと呼んでいるので、混同を避けるため、ここでは「かぶせ綴」と仮称した。書誌学では、しっかりした表紙を付けずに簡略に綴じたものを仮綴と称しており、これでいくと③・④・⑤は仮綴の範疇に入るが、冊子型史料ではこれらが一般的な綴じ方であるので、仮綴で一括せずに、それぞれ固有の名称を与えたほうがよいだろう。⑥・⑦・⑧は帳場に掛けたり、手や腰にぶら下

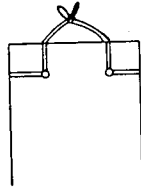
冊子型史料の綴じ方の種類（八田家文書の場合）



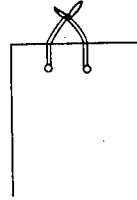
①下げ四ツ目綴 (仮称)



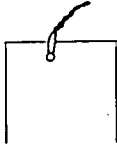
②下げ二ツ目綴 (仮称)



③下げ綴 (仮称)

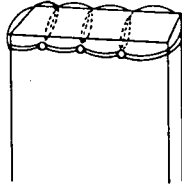


④ひねり綴 (仮称)



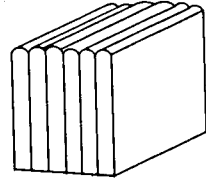
コヨリをひねって綴じる

⑤鎖綴 (仮称)



鎖状に綴じていく

⑥列帖綴



各帖を綴じ合わせていく

- 綴紐の種類 — コヨリ (細, 太), 平紙紐, 麻紐, 水引等
- 結び方の種類 — 本結び, 片結び, 蝶結び等
- 結ぶ位置 — たいてい裏側で結ぶが, 表側の場合もたまにあり。また, 同じ側でも中央, 右穴上, 左穴上の差あり。

げて持ち運びしたりできるように工夫された綴じ方で、「当座帳」や「通帳」に適用されている。これらは左右を綴じたうえで下げられるように上方で結んだものであるが、このほか㊦や㊧のような綴じ方をしたのちに別個に下げ紐を付けている例もみられる。㊦はぶ厚い堅牢な帳簿の綴じにみられ、綴紐にも麻紐が用いられている。㊧の列帖綴も普通の糸では切れてしまうので、細い麻紐が使用されている。あまり厚くない帳簿はコヨリや平紙紐で綴じられているのが一般的であるが、「棚卸勘定目録」は祝儀用の紅白の水引で綴じられ、裏表紙には「千種万歳」と書かれている。黒字・赤字にかかわらずそうである。そこには家業繁栄への切実な願いがこめられているのであって、綴紐の種類自体、史料の意味を持っている一つの例である。したがって、綴紐がはずれている場合は、なるべく同種類の紐でもって付け替えるべきである。そして、カードと整理封筒に付け替えた年月日を記入しておくといよい。なかには元の綴紐が特殊なため、他の種類の紐を使用せざるをえない場合もあるが、そのときは当然、元の紐の種類を記録しておくねばならない。

以上、綴じ方の表記について述べたが、これは当館でも私の個人的な試みにとどまっておらず、刊行目録には採録していない。概して従来の史料目録では、史料の形態表記にはあまり意が払われてこなかったといえる。そこには、利用者には史料の内容によって検索し、形態にはあまり関心を寄せないだろうという、暗黙裡の前提があるように思われる。しかし、史料に対する理解を深めるには、その形態についての研究も必要である。そのためには、まず目録において研究者が見たい形態の史料を検索できるようにしなければならぬ。史料の形態に関し、どの程度の情報量をどのように目録上に表記するかは、今後の重要課題の一つであると私は考えている。先の試案は、そういう考えから議論の素材になればと思つて提示した次第である。

数量の単位呼称としては、当館では冊子は「冊」、書付は「通」、絵図類は「鋪」を用いている。そのほか「綴」

も採用しているが、これは、本来独立していた文書を数点重ねて綴じたものに適用している。外見上は表紙もなく簡略に綴じてあつても、最初から料紙を綴じたうえで文字を記したものについては「仮〇冊」と表記している。また、残存形態としては一紙であつても、もともと冊子になっていたのがはずれて残つたものであるときは、「通」ではそぐわないので、私自身は、表題に「……断簡」と記したうえで「〇丁」と数量を示している。列帖綴がはずれて個別に何帖が残存している場合もあるが、これについては「帖」を単位呼称として用いている。もちろん、これら断簡を元の冊子に復元しうる場合は、そうしなければならぬ。

なお、当館のカードの下三分の一は空欄になっているが、ここには整理者が史料を検討して気づいた事柄を必要に応じて随意書き込んでいる。カードをもっと大きくして記入する情報量を多くしたらどうか、という意見もあるが、カードを大きくするとカードボックスも必然的に大きなものが必要となり、設置スペースとの兼ね合いで難しい面もある。私自身は、カードには必要事項を簡潔に記入し、史料の内容を詳細に記す必要はないと考えている。つまり、利用者が検索にあたりどういう史料であるか大体的見当さえつけばよいのであつて、内容の詳細については利用者自らの検討に任せればよい、というわけである。誤解がないように付言するが、そのことは決して整理者が史料の検討をなおざりにしてもよいということではない。簡潔な表記というのは、あくまで史料の詳細な検討を前提にはじめて可能なのである。なお、所定のカードの他に整理者が個人用にノートやカードを用意しておき、史料相互の関連や史料群の構造を把握するために必要な事柄などをメモしておく、整理の進捗、および後で述べるカードの配列に役立つ。

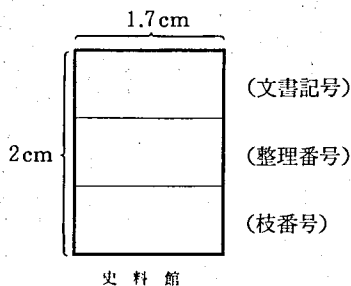
以上、カードへの記入事項と表記方法について述べてきたが、カードと史料を照合するためには史料にも同一の文書記号と整理番号を付与する必要がある。当館はじめ多くの機関では、ラベルにそれらを記入して史料に貼付してい



る。<sup>7)</sup> 先述したように、史料の保存にとっては決して好ましいことではないが、史料の出納と管理のためにやむをえない措置として今のところ行っている。ただ、その場合、ラベルは記号・番号の記入に必要な最小限度の大きさで、かつ薄いものを用い、糊も史料に悪い影響を及ぼさない性質のものを選び、貼る位置も文字を隠さないことを第一条件にしなくてはならない。

当館では図示したよう寸法・様式の白色の紙ラベルを用いている。白色にしたのは紙色がにじみ出るのを避けるためである。印刷インクは、所蔵史料用は黒、受託史料用は赤色にして、一目で

国立史料館の史料ラベル



区別できるようにしてある。糊は、生麩糊だと作るのに手間がかかるうえ、デンプン質を含んでいるので虫が喰いやすい。市販されている糊には防腐材が入れられているが、逆にこれが史料に対し悪影響を及ぼす恐れがある。当館では「セロゲン」と称する特別製の化学糊を用いている。これは、虫が付きにくく、濃度を薄めても粘着力があり、かつ史料の裏から水を打てばはがれやすい、という特性を持っている。ただ、化学糊でも市販のものは避けたほうがよい。

当館では文書記号はゴム印で捺し、整理番号はナンバーリングで打っているが、史料には当然、インクが完全に乾くのを待つて貼る必要がある。使用する前日に前もって記号と番号を付しておくのがよからう。なお、スタンプインクは証券用のインクがよいようである。普通のスタンプインクは水溶性のため、糊を付けると史料にインクがしみやすい。これに比べ証券用インクは、水に溶けにくく、かつアルコール分・油分が少ないので、史料に悪影響を及ぼす恐れが小さい。

史料にラベルを貼る位置は、当館では、縦帳では表紙の右上、横帳では表紙の右下を第一順位と一応決めてはいる

が、固定したのではなく、文字を隠す恐れのある場合は他の隅の余白に貼り、表紙に余白がなければ裏表紙に貼っている。書付は裏面に貼るのを原則としているが、端裏書があれば当然それを避けて貼らねばならない。ラベルを貼る位置は、見やすいという機能上の利便を考慮すべきことは当然であるが、機能を杓子定規に優先させて文字の上に貼ったりするのは本来顛倒である。封紙や包紙・袋に入っている史料については、閲覧の際に入れ間違わないように両者に貼っている。

当館では、表示のような七種類の封筒と紙帙を準備して、史料の形態に応じて装備を施している。装備は、史料の汚損を防ぐ保護処置であると同時に、整理を進める際に史料相互の区分を明確にする手段としての性格も持っている。封筒・帙にも当然、照合のために文書記号と整理番号を付すが、一括史料は先述したように個々に分離せずにまとめて封筒に入れたり帙で包み込むので、その枝番号欄には、例えば(1-5)というふうに記入することになる。

封筒・帙の用紙には通常の酸性紙を使ってきたが、近年、酸度による紙の劣化が問題になっている。つまり、酸性紙はにじみ止剤(サイズ剤)の定着に硫酸<sup>ばんど</sup>禁土〔 $Al_2(SO_4)_3$ 〕を使用しているので、長期間たつと硫酸根が繊維質(パルプ)に作用して紙がポロポロになってしまう、というのである。

この問題は主として図書館関係者によって取り上げられたが、史料保存機関の関係者にとっても看過すべからざる問題である。一つには酸性紙を使用している近代文書自体の保存措置をどう講じたらよいかという問題があり、いま一つは、用紙の劣化による装備用具としての機能の低下と、史料自体への影響の問題がある。当館所蔵史料は和紙なので前者の問題には当面していな

国立史料館の装備用具

		タテ	ヨコ
封筒	形	33.3×	14.1
	形	27.8×	11.8
	形	33.7×	24.0
	形	27.7×	21.1
	形	47.0×	24.5
	形	44.4×	30.3
紙帙	用(小)	49.8×	40.0
	用(大)	28.5×	55

単位cm

封 筒

表 題		数 量	
年 代		成 立	
作 成		宛 名	
摘 要		文 書 名	


(文書記号)

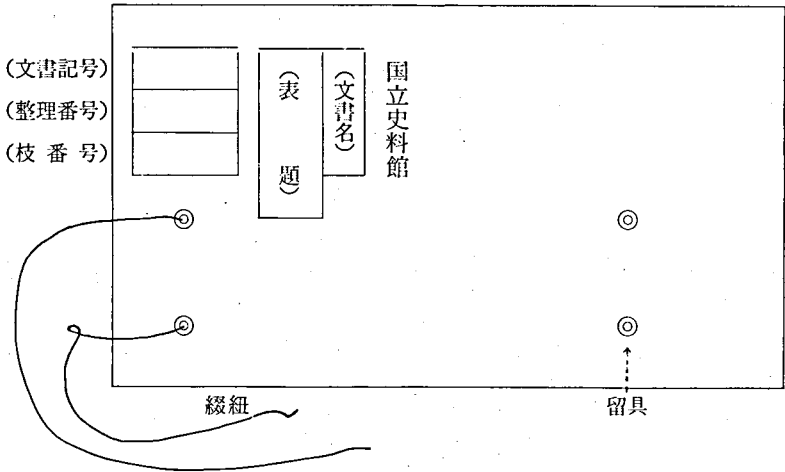
(整理番号)

(枝番号)

国立史料館

史料館研究紀要 第一七号

紙 帙



五〇

いものの、後者はやはり深刻な問題である。最近、封筒を中性紙に切り替えたが、装備用中性紙は需要が少いため特別注文となり、大量発注しなければ業者が応じないうえ、単価も高い。なお、酸性紙の場合、湿度が低ければ史料への直接的な影響はないらしいが、六〇%以上になると硫酸礬土が史料に移行して悪影響を及ぼす恐れがあるとのことである。したがって、湿度を低くしなければならぬ。ただ、温度が下がると湿度は上がるので、温度も一定に保つ必要がある。

次に封筒への史料の入れ方であるが、縦帳は綴してある右側を下にして入れている。当館では縦積みを原則にしてるので、厚い縦帳の場合、左小口を下にすると重圧で料紙が開いてそり返ってしまうからである。

横帳は、左小口から入れると料紙がめくれるので、右側から入れている。封筒の上を切り開いて入れるという案も出されているが、ゴミがたまりやすくなり、保存によくない。厚くて封筒に入らない冊子は紙帙で包み込んである。

このほか一連の冊子をまとめる必要がある場合にも、紙帙を用いると便利である。機関によっては箱帙を使用しているようであるが、製作に多量の糊を使用し、かつ芯にボール紙を用いているため、湿気があると虫が喰いやすい。

帙を十分に乾燥させ、書庫内の湿温度管理を適正にする必要がある。また箱帙は密閉性が強いので、天地が開いている無双帙（丸帙）の方がよいようである。このほか、特殊な形態の史料の装備の仕方など、今後解決しなければならぬ課題は多いが、史料の装備の現状と問題点について詳しくは原島陽一氏の論稿を参照していただきたい。

△注▽

(1) 欧米の文書館学における『出所原則』と『原秩序』(原

配列) 尊重の原則』の概念については、『史料館研究紀

要』本号で安藤正人氏が詳しく紹介されているので参照

されたい。

(2)

近代の官庁文書は簿冊に編綴されたりファイルされたりして保管されるので、個々の文書の原形は崩されてい

るが、近世文書は作成時の独立形態のままに伝来しているものが多いので、特にその原形保存が重要な原則となる。

(3) 原島陽一氏「史料の原形保存」〔同(統)〕〔史料館報〕三三、三四号、一九八〇、八一年)参照。

(4) 史料とラベル・蔵書印をめぐる諸問題について詳しくは原島陽一氏の以下の論稿を参照されたい。「史料と蔵書印のこと」(『史料館報』二七号、一九七七年)、「史料とラベル」(同前二九号、一九七八年)、「古い蔵書印とラベル」(同前三二号、一九七九年)。

(5) この点については、すでに原島陽一氏が提起されている(「冊子型史料の形態表示について」『史料館研究紀要』一四号、一九八二年)。以下、本文において提示する判形表記用語の改正案は、原島氏の問題提起を積極的に受けとめて、その具体化を図ったものである。用語の

確定は原島氏の御教示を仰いで行った。

(6) 川瀬一馬氏『日本書誌学用語辞典』(雄松堂出版、一九八二年)参照。

(7) 現地での史料調査の際に付す番号はあくまで仮番号であるので、ラベルは貼るべきではない。封筒に入れて番号を付すか、付箋に番号を記入して史料にはさんでおくといふ(貼り付けるのではない)。

(8) 中越バルブ工業株式会社開発部長・澤秀雄氏の御教示による。

(9) その理由については、原島陽一氏「史料の装備と配架」(『史料館報』四〇号、一九八四年)を参照のこと。

(10) 原島氏同前論文および「史料の装備と配架」(『史料館報』三九号、一九八三年)。

#### 四 基本カードの配列―史料群の階層構造Ⅱ体系的秩序の再構成

文書は特定の組織や個人の活動の過程で必要に応じて作成ないし授受されるもので、それが集積・保管され、一つの「群」を形成するとき、その文書群は当然、その組織や個人の活動の体系を表現することになる。もちろん、実際に作成ないし授受された文書のすべてが現用価値を失ったのちも保管されるわけではないので、史料として今日まで伝来している文書群が、それを作成、授受した組織や個人の活動のすべてを物語っているわけではないが、しかし

内的連関性Ⅱ秩序を有していることだけは確かである。

前節で『原秩序（原配列）尊重の原則』について述べたが、この原則はもともと欧米の文書館学において、主として近代の官庁史料を対象として打ち立てられたものである。近代の官庁においては合理的な文書管理の方法が確立されているので、そこでの保管状態Ⅱ原配列はそのまま文書群内部の体系的秩序を示している。そこでは、史料整理の担当者は原配列を尊重してカードを採りさえすればよく、採ったカードを配列し直して史料群の体系的秩序を再構成するという作業は必要ない（もっとも我が国の場合、欧米と比べると官庁文書の保管システムは未整備であるので、現用期限を過ぎて史料として文書館に移管されるまでに原配列は崩れてしまっていることが多く、したがって史料整理者が史料群の体系的秩序を再構成することが必要となろうが）。欧米の文書館学が打ち立てた『原秩序（原配列）尊重の原則』は、右のような条件を前提にしているように思われる。

我が国の近世においても、ある程度文書相互を関連づけて整理・保管したようであるが、しかし近代のように合理的な整理・管理方法が打ち立てられていたわけではない。原配列は重視されねばならないが、それが即、その史料群が本来有しているところの体系的秩序を示しているとは限らない。そこで、史料整理者がそれを再構成することが必要となってくる。ただ、この作業はカードによって行うべきで、史料そのものを配列替えしてはならないだろう。というのは、こうした作業には整理者の主観が入り込むのは避け難く、本人が正しいと信じていても客観的には間違っていることは往々にしてあるからである。一度目録を作ると、その史料の整理は完了したと思われがちであるが、史料整理・目録編成の方法が進歩すれば将来やり直さねばならない事態も発生する。当館では現実にならした問題が生じている。その際、史料の原配列が残されていれば、それを踏まえて史料群の内的秩序を考察できるが、崩されていると史料相互の関連性を把握するのが困難になる。このことは、実際に史料を整理された方なら実感としておわか

りいただけるだろう。先にも述べたが、自己の考えを盲信して史料を勝手にいじくってはならない。もしその方法が間違っていると、史料の生命を断ち切ることになる。本稿で私が一番強調しなかったのは、この点である。

図書の整理ではカードと図書の配列順は一致せられてはいるが、史料の整理ではそうした方法は絶対に避けるべきである。史料の方は原配列通りに一番から順に番号を付して収蔵庫に並べ、カードの方は原配列順に番号を付したうえで史料群の内的構造Ⅱ秩序を示せるように配列し直す。そうすると当然、カードの方の番号は入りまじることになるが、番号自体は史料と照応しているので出納には支障はきたさない。ただ、冊子体の目録を作ったならば、カードの方は原配列がわかるように番号順に戻したほうがよいと思う。史料の管理にも、そのほうが便利である。

次に強調しておきたいのは、史料カードの配列はあくまで、特定の史料群が内包しているところの特有の構造Ⅱ体系的秩序を再構成する作業であって、図書館のように、個々に独立した図書を、十進法分類という統一の基準によって分類する作業とは本質を異にしている、という点である。ところが現実には、両者の差異が自覚されずに、史料についても統一的な分類表を作ろうとする志向は根強く残っている。既刊の史料整理のマニュアル類には例外なく分類案なるものが御丁寧にも提示されているし、当館の近世史料取扱講習会でも、受講者の間から毎年のごとく統一的分類表を希望する声が出る。しかし、当館および他の史料保存機関でのこれまでの経験から得られた結論は、そうしたものではできないし、また統一的な分類など絶対にしてはならない、ということである。このことは諸外国においても確認されており、図書館方式の classification (分類) に対し、文書館方式を arrangement (構成) と称して、両者の概念を明確に区別している。

もちろん、純粹に史料学的観点から近世史料の一般的類型化を行うことは可能であるし、それなりに意味もあろう。しかし、それをただちに、それぞれ特有の構造を持つ特定の史料群に適用して、機械的に分類してはならないのであ

る。この点を明確に認識しておかねばならない。例えば、近世の商家文書の一般的な種類について、それを列挙することはできるが、しかし特定の商家に伝来した文書群は、その家独自の営業の組織とシステムに規定されて、特有の構造を有している。それを無視して近世商家文書の一般的類型表を当てはめて分類してしまうと、その文書群特有の構造が解体されてしまい、ひいては個々の文書がその商家において果たした固有の機能がわからなくなってしまう。文書の機能は、それを作成ないし授受した組織の活動との関連において把握されねばならないのであるが、従来の古文書学は、組織やそれに規定された文書群の固有の構造を捨象して、あまりに抽象的に個々の文書の様式・機能を考察してきたらうがある。いまだに統一的分類表が提示されたりするのは、個々の文書のみを対象とし、文書群それ自体の考察を欠落させてきた、従来の古文書学のあり方にも起因しているように思われる。

以上の点を八田家文書に即してみよう。

近世の商業は、原初形態においては生活共同の組織である「家」において営まれていたが、この段階では家計帳簿と営業帳簿とは一体であるのが一般的であった。しかるに、営業規模が拡大していくと、営業組織Ⅱ「店」が「家」から分化し、それに伴って帳簿も「家」と「店」とでそれぞれ別個に作成されるようになっていった。八田家でも組織の分化がかなり進行しており、「内方」(「家」と「店方」とに分かれ、後者はさらに営業の種類に応じて専門分化し、「酒造方(酒蔵・酒店)」・「呉服店」・「油店」・「醤油店」・「質店」とに分かれていっている。これはとりもなおさず、八田家の諸機能の分化・拡大に伴い独自の組織が設けられていったことを意味する。

さらに、八田家の当主は町年寄や糸会所・産物会所・商法社の役人を勤めたほか、種々の松代藩の御用を果たしていたため、その関係の文書も大量に伝来している。

したがって、八田家文書の構造を把握するためには、個々の文書がどの組織の運営ないし職務の遂行にかかわって



作成または授受されて伝来したか、ということを考察しなければならない。当館では大項目・中項目・小項目を立てて史料群の階層構造を表示しているが、八田家文書目録では、まず大項目として『内方』・『店方』・『町方』・『松代藩御用』・『会所・商社』を立てて史料群の構成の大枠を把握した。

『店方』はいくつかの専門の店に分化している。「酒造方（酒蔵・酒店）」・「呉服店」・「油店」・「醤油店」・「質店」と店名を中項目の名称に採って、店ごとに文書をまとめ、店の成立順に配列した。これは、独自の店として分立することによって、はじめて帳簿も別個に作成されるようになっていくからである。油・味噌・醤油はそれ専門の店が設けられていない時期においては酒店で販売されているが、その時期には帳簿上は酒と一緒に記されているので、当然、その帳簿は「酒造方」の項目に入れている。

『松代藩御用』は中項目において御用の種類別に分け、『会所・商社』も「糸会所」・「産物会所」・「松代商法社」の個別の組織名称を中項目に立てて、組織ごとに文書をまとめた。

このように、組織・職務別に史料群の構成の枠組を表示したのであるが、もしこの枠組を無視して主題別に類別したりすると、次のような過ちを犯すことになる。例えば『営業』という項目を立てたとしても、もともと内方・各店・会所という別個の組織で作成された営業関係の文書が、すべてこの項目に入れられてしまうことになる。しかし、表題は同じ「金銭出入帳」・「入用帳」・「棚卸勘定目録」であっても、それがどの組織で作成されたものであるかが決定的に重要な意味を持つのであって、それを無視して一括するのは明らかに間違っている。

また書籍にも、八田家文書の家族が知的関心から購入したり筆写したりしたものだけでなく、酒蔵方や産物会所の機能にかかわって購入され、所蔵が明記されているものもある。したがって、『書籍』ないし『蔵書』といった項目を立ててすべての書籍を一括するのはできないのであり、それぞれの書籍がもともと所蔵されていた組織の史料群

に含めたうえで、組織内部の一項目として「蔵書」を立てるのが妥当である。日記や用留についてもしかりである。以上の点からすれば当然、たとえ史料に組織名や役職名が記されていない場合でも、史料の内容を検討してそれを確定することが要求されることになる。それに組織・役職自体、最初からわかっているわけではないので、その全体像を明らかにするという課題意識を持って史料整理を進めていく姿勢が何よりも必要である。

組織・役職を基準に史料群の構成の枠組を把握したとして、次に問題になるのは、同一の組織・役職の史料群内部の類別をどう行ったらよいか、ということである。同一の組織・役職にかかわる文書であっても、個々の文書が作成ないし授受された目的、果たした機能は特定のである。したがって、この特定のな機能を軸にして同一の組織・役職の史料群内部の類別を行い、そのうえで組織・役職の諸機能の体系を表現しうるように配列すべきであろう。八田家の文書目録でもその点に意を用いたが、当座帳の類いは勘定が終わって現用機能を喪失した段階で廃棄されたものが多く、また残存史料についても目録化が完了していないので、実際に立てた項目は必ずしも体系だったものとはならない（後掲「項目編成表」参照）。

しかし、右のような観点を重視し、単なる主題別分類をしていない例を、二、三挙げておこう。『内方』には中項目として「日記・控留」を立てているが、この項目には内方の運営全般に関するもののみを入れ、内方の諸機能の中で特定の機能を分担した掛りの作成したものは、それぞれの機能にかかわる該当項目に入れていく。また、同じ『内方』に属する「金銭出入帳」・「金銭差引帳」でも、内方の全体的な金銭出入に関するものと、貸付とその返済を記したものとがある。両者は表題は同じでも果たした機能は異なっているので、当然区別すべきであり、前者は「金銭・穀物請払」の「金銭出入帳」の項に、後者は「金融」の「貸付金」の項に入れてある。このほか、同じ「入用帳」でも、当座に記したものと、勘定のために後で取り調べて作成したものとでは、作成契機・機能が異なるので区別し

ている。実際、「請払勘定目録」や「棚卸勘定目録」は、そのための種々の取調帳と年度ごと一括されて袋に入れられたり、綴じられたりしている場合が少なくなく、このことは、すでに当時において勘定関係の帳簿は意識的に一括して管理されていたことを示している。したがって、一括されていない年度についても、できる限り勘定の帳簿システムを復原するよう努めた。

以上の例は、同じ組織で作成され、しかも表題が同じであっても、作成契機・機能を異にしている場合があるので、表題だけを見てただちにまとめてはならないことを示している。

なお、小項目および小項目を立てていない中項目の内では、ほぼ年次順に配列し、同種ないし出入などの一件の関連文書をまとめる必要がある場合は○印を付して小々項目を立てている。例えば「日記」でも、訴訟の際に記されたものは、他の関連文書とまとめて配列し、項目において「……出入一件」と表示しておく必要があるわけである。また、別個の項目に入れてあっても、相互に関連する文書のある場合は、項目名の下に「」を付して↓で関連項目を示し、内容・機能が多岐にわたる文書については※印を付して複数の項目に重出している。『内方』と『店方』には「その他」という中項目が立てられているが、これは性格やどの店のものか確定しえなかった文書を処理するために、やむなく立てた項目である。もちろん、できる限り所属する組織や性格の確定に努めなければならないが、どうしても不明のものについては、無理に類推して他の項目に入れてしまうと利用者が誤るので、それらをまとめて後考に委ねたほうがよい。以前には、「雑」という項目名称を用いていたが、それでは史料自体の価値が低いような感を与えているので、最近は「その他」に改めている。

なお、八田家文書目録の項目編成について詳しくは、刊行目録の解題を参照されたい。

以上、八田家文書に即して、史料群の構造把握と目録での表示方法について述べた。その方法を命題化すれば、組

信濃国

埴科郡  
松代

伊勢町八田家文書目録(その一) 項目編成表

内方(御茶之間)

系図・親類書

相続

家訓・規定

条目・遺言、勝手向取締(家政立て直し)、役代調印規定、帳簿口立規定、店人別規定(奉公人規定)

人別改

奉公人・別家・口傭

土地経営

持地、持地・抱屋敷絵図、抱屋

敷肝煎用留、買取・質取、売渡、

田畑見廻、家賃・小作年貢取立、

小作年貢滞納出入、小作方日記、

年貢諸役上納、米・桑売渡

材木方

通船方

金融

借入金・預り金、貸付金、他家借財片付、無尽  
出張

金銭・殺物請払

店方江下ケ金・上納金、金銭請

取、暮方見積、入用、買物方日

記、金銭出入帳(金銭請払帳)、

金銭差引帳、殺物・諸品請払、

金銭殺物請払取調勘定

賄

賄殺物請払、入用、勝手方日記

・控帳、御膳日記

棚卸

日記・控留

被仰付書・願書控留、状留、茶

之間日記・元方日記・役代日記

他、万書留帳、手控

儀礼

為知帳、赤飯配、献上・進物、

来訪人名面帳、到来物、贈答覚

帳、婚姻・離縁、葬儀・法事、大福帳(諸儀礼覚帳)、年中行事帳、宴会

旅

社寺参詣、入湯

寺社奉加

家財

武器、衣類・諸道具・書画他

蔵書

見聞・風説書

諸芸

文芸、茶の湯

学校

証書

生系改会社証記簿、横浜正金銀行創立証書

その他

店方

酒造方(酒蔵・酒店)

酒株・酒造高書上、酒造鑑札、

内方〆拝借金・上納金、酒造

入用、酒蔵〆酒店出酒、売渡、

金銭出入帳、取替（立替）、棚

卸、酒蔵・酒道具貸付、諸控留、

蔵書

呉服店

売買、御会符荷物、棚卸、控留

油店

内方〆拝借金・上納金、金銭諸

私、棚卸

醬油店（松井店）

内方〆拝借金・上納金、仕入、

売渡、売買差引勘定、入用、取

替（立替）、棚卸、道具調、越後

赤倉松井店

質店  
内方〆拝借金・上納金、入用、

取替（立替）、棚卸、控留

その他（店不明分）

町方

控留

高札・条目写控、町年寄用留

諸役・貢税

家数・町役書上、伝馬役、巡見

本陣役、明治期貢税取調

殿様御用

殿様帰城出迎、殿様御入接待

救災

飢饉、火災・水害

講

町内無尺講、恵比須講

松代藩御用

年貢諸役取立請負・御用米金調達

御勝手御用役

月番表、用留・日記、融通金

産物御用掛

用留、産物取立無尽、国産方入用

手控

会所・商社

糸会所

藩〆拝借金品、諸方〆預り金・

借入金、会所貸下金、繭仲買人

仲間・糸元師仲間、紬仲買人仲

間、糸売買、買物帳、取替（立

替）、金銀請払、日記・用留、御

内用荷

産物会所

触順、藩〆拝借金・上納金、会

所江献上金、会所貸下金、産物

改、出役、鑑札渡、冥加金取立、

絹紬類買入、絹紬類売捌、絹紬

類貸下、甘草・杏仁大坂取引、

駄送、麻・木綿売買、蚕種・生

糸売買、入用、金銭請払、金銭

請払取調勘定、棚卸、日記・用

留、褒賞、過料、産物助成講、

道具帳、蔵書

松代商社社

商法社貸出金、蚕種・生糸売買、

商社手形・太政官札引換、入用、

棚卸、商社引払

織と役職を基準に史料群の構成の枠組を把握し、そのうえで個々の史料が作成ないし授受された特定のな契機とその果たした機能を考察して、史料群の階層構造Ⅱ体系的秩序をとらえ、それを目録に表示しうるように項目を編成して史料カードを配列する、ということにならう。したがって、史料目録の項目編成は当然、個々の史料群特有の構造に応じて異ならざるをえない。繰り返すが、あらかじめ分類項目を設定して、機械的に史料を振り分けてはならないのである。

ここでは商家文書を例に取り上げたが、藩庁文書についても同様な方法が有効であると思われる。すなわち、藩の組織はかなり機能分化が進んでいるので、組織・役職とその機能のシステムとの関係で史料群の構造を把握することが要求されよう。ただ難しいのは農村文書である。史料の伝来している家はたいてい近世には村役人を勤めていたが、近代のように役所と家が分離されていたわけではなく、またその家の当主と村役人は同一人物であるので、村役人の職務にかかわって作成ないし授受された文書と、家政にかかわる文書との間に、区別のつかない面が出てくるからである。むしろ、その点こそが、近世農村文書の構造上の特質でもある。したがって、両者を区別しつつも、同一文書が両方の機能を兼ねているような場合は、それを包括しうるように項目を編成するか、複数の項目に重出することが必要となる。いずれにしても、農村文書の構造上の特質を、目録の上に表現しうるよう工夫することが要求されるわけである。

△註▽

(1) 『史料館研究紀要』本号所収の安藤正人氏の論文を参

照のこと。

(2) 国立史料館の安澤秀一氏の御教示による。

近世史料の整理と目録編成の理論と技法 (大藤)

## 五 冊子体目録の編成と記載内容

カード目録でも史料の検索はできるが、利用者が所蔵機関に足を運んで調べなければ、必要な史料があるかどうかわからない。そこで、当館ははじめ多くの機関では冊子体の目録を作って刊行している。こうしておけば、利用者はあらかじめ刊行目録を見てどういう史料があるか確認できるし、史料保存機関相互の情報交換にもなる。また、史料目録の作り方自体を世に知らしめる手段ともなる。検索自体も、カード目録よりも冊子体目録の方が便利である。

冊子体目録を作るためには、まず基本カードの記述内容を原稿用紙に転写しなければならない。当館では、一行三一字詰め、一枚二二行の特別注文の原稿用紙を用いている。その記述様式の一例を次に示しておこう。

御鑑札人別増減書上帳〔鑑札返納人・新願人書 横長美 一冊 あ三四七

上〕 木綿師惣代利助以下四名（庄屋代、二名奥

書印形） 役所宛 安政六年八月

当館の冊子体目録の判形はB5判であるが、機関によってはA5判を用いているところもある。大きすぎても小さすぎても不便であるので、A5判かB5判が妥当なところであろう。ただ、同一機関では大きさを統一しておく必要がある。バラバラでは見た目も悪いし、後で数冊を合わせて製本するにも支障をきたす。

当館の冊子体目録の構成は、①表紙、②扉、③口絵、④凡例、⑤目次、⑥中扉、⑦目録目次、⑧目録本文、⑨解題、⑩裏表紙（奥付）となっている。用紙は、以前は通常の酸性紙であったが、酸性劣化が問題になっているので、昭和

(表 紙)

(背 表 紙)

史料館所蔵史料目録 第四十一集 信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録(その一)

昭和六十年三月

史料館所蔵史料目録 第四十一集

信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録(その一)

史 料 館

近世史料の整理と目録編成の理論と技法 (大藤)

六三

B5判



六十年三月刊行の第四十集より中性紙に切り替えている。ただ、口絵のみはアート紙を用いている。表紙には以前は刊行年月と機関名、『史料館所蔵史料目録』第〇集とのみ印刷し、背表紙も後者のみであったが、これではどういふ文書が収録されているのか外見からはわからないので、昭和五十八年十月刊行の第三十八集より、表紙と背表紙に文書名も印刷することにした。ちなみに八田家文書目録の表紙・背表紙は図のようになっていいる。(その一)とあるのは、文書点数が多いため、分冊で刊行したからである。

扉には通巻号数を肩書きして文書名を記し、中扉には文書名のみを記している。口絵には、収録文書の中から、内容、様式、形態などからみて代表的なものを数点選んで撮影し、表裏二頁分に掲載している。凡例では、㉔収録文書名、㉕目録の項目編成の基準、㉖目録欄の記載様式、㉗表題の付け方、㉘年代の表記法、㉙史料の形態表記法、などについて簡潔に説明している。参考までに八田家文書目録の凡例を次に掲げておこう

## 凡 例

一 本目録は、『史料館所蔵史料目録』第四十一集「信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録(その一)」として、同文書のうち冊子型史料の大半と関連の書付若干を収めた。

一 史料は、史料群全体の構造を表現し得るよう、文書を作成ないし管理していた組織、文書の作成動機と機能、伝来の契機、内容等に応じ、大・中・小の項目を立てて分類配列した。大項目は一二ポイント活字、中項目は一〇ポイント活字、小項目は九ポイント・ゴチック活字で示した。また、必要に応じて〇印で細項目を示した。なお、

内容が多岐にわたり、他の項目中にも掲げることが妥当と考えた史料は※を付して重出した。さらに、関連史料が収められている項目を「↓」「……」と表示した。分類配列の基準について詳しくは巻末の解題を参照されたい。

一 史料目録の記載欄はほぼ、(一)表題、(二)作成者または差出人、(三)宛名、(四)作成年月日または記載期間、(五)形態、(六)数量、(七)整理番号の順である。

一 表題(史料名称)は原則として原表題を採り、適宜加工した。原表題の無いものには仮に命名して( )を付した。なお、適宜「」を付して内容を摘記した。

一 作成年次は年月日もしくは干支を採り、推定年次の場合は( )を付した。なお、勘定帳や取調帳の類いで、作成年月日の他に勘定・取調の期間を示す要を認めた場合は、「」を付して併記した。

一 史料の形態は、冊子型史料では、半(半紙堅折判)、半切(半紙堅半截判)、美(美濃堅折判)、横長半(半紙美濃)紙(半紙美濃)横折判)、横半(半紙美濃)横折紙半截判)、横半(半紙美濃)横折紙半折判)、横切半(半紙美濃)横折紙半折判)、横半(半紙美濃)横折紙半折判)、横半(半紙美濃)横折紙半截判)、横半(半紙美濃)横折紙半折判)、横半(半紙美濃)横折紙半截判)などによって表記した。これらの用語は判形に料紙の使用法も加味して概念化したものであり、従来の『史料館所蔵史料目録』での表記用語を改めているので、解題において説明を加えた。なお、「半」「美」は半紙判・美濃判に代表させて料紙の大きさを示したもので、料紙の種類を示すものではない。特に大型のものは美の下に大を加えた。また、特に小型のものについては、いちいち何分の一に截断したかを記すのは煩雑なので、小を冠し縦横の寸法をセンチメートル単位で示した。書付型史料は通をもって数量を記し、紙型の大小・寸法は省略した。ただし、図面類は縦横の

大きさをセンチメートル単位で示した。

一 史料の利用にあたっては巻末の解題を参照されたい。

一 本目録の作成は大藤 修が担当した。

目次欄では冊子全体の構成を示し、目録目次欄で大項目・中項目・小項目を列記して、史料群の構造を表示している。大項目と中項目には頁を付し、利用者にはまずこれを見てもらって検索していただく。

目録本文はほぼ、(一)表題、(二)作成者または差出人、(三)宛名、(四)作成年月日または記載期間、(五)形態、(六)数量、(七)整理番号の順に記載している。記載例をいくつか挙げておこう。

〈A〉

切支丹宗門御改帳下書(外田町孫左衛門役代幸七家) 幸七(浄真寺奥書) 鹿野茂手喜・鈴木弥惣左 一冊 あ 七三  
衛門宛 明和元年九月 美

〈B〉

(宗門御改差出帳下書)(外田町八田孫左衛門長屋藤七家) 藤七(浄真寺奥書) 大日方佐五右衛門・美 一冊 あ 六四  
鹿野茂手木宛 明和元年九月

〈C〉

岩村田作徳米滞出入一件関係文書

四冊他  
一綴 あ 三六

①岩村田作徳一條日記 代沖八・栄八・平兵衛  
天保一〇年一〇月一四日～二月五日 半 一冊

②訴状下書 一通

③佐久郡塚原村取計人差出一札写 沖八・栄八宛 天保一一年二月一八日 一通

④沖八・栄八申上書下書 留主居役所宛 天保一一年二月一八日 一通

⑤(日記)〈断簡〉 天保一一年二月一、二日 二丁

⑥佐久郡岩村田作徳滞懸合第式番日記 天保一〇年一二月五日～二〇日 半 一冊

⑦松代町伝兵衛代沖八・栄八訴状下案 寺社奉行所宛 半 一冊

⑧松代町百姓伝兵衛代同人弟沖八訴状控 寺社奉行所宛 天保一一年二月 半 一冊

〈D〉

西春酒棚卸勘定目録〈包紙入〉 文化一〇年五月 横長美 一冊 あ六六  
改〔文化九秋と同一〇年五月〕

近世史料の整理と目録編成の理論と技法 (大藤)

〔E〕

子秋酒棚卸勘定目録〔包紙入〕 子〔文化一三年〕  
秋改〔子春〕子秋〕 横長美 一冊 あ 九四

〔F〕

染地縮緬寛 (菊屋)孫兵衛 (天保五年カ) 七月朔日 横長美 仮一冊 あ 四五

〔G〕

天保十三寅年産物御出方金御勘定帳 水井忠蔵・八田嘉右衛門・八田嘉兵衛・八田辰三郎・八田嘉助・堀内与一右衛門・松本嘉十郎〔春日儀左衛門他奥書印形〕 天保一五年二月改 横長美 一冊 あ 三五

〔H〕

入 用〔↓「出役」「駄送」「金銭請払取調勘定」〕

天保四巳年出府一件入用帳 天保四年正月二日〔七月〕三日 横長半 一冊 あ 七四  
諸入料払方留帳 天保四年正月〔二月〕 横長半 一冊 あ 三九五

御内用中御入料并銘々内入用共差引一紙帳扣  
〔去々辰年間十一月上京中御内用筋品々御入用并  
 銘々内入用共差引〕 松本嘉十郎 天保五年九月  
 諸入料払代金留帳 天保五年正月〜九月  
 横長美 一冊 あ二六四  
 横長半 一冊 あ三九四

〔I〕

会所貸下金

※拝借金通帳〔八田が拝借〕 八田鉄之助 (糸会所)  
 宛 文政一三年二月〜十一月  
 横美半折 一冊 あ三五四

〔J〕

持地・抱屋敷絵図

新御安口御持地絵図面 役代伝兵衛 文政七年  
 九月  
 52x55 一鋪 あ五七六

〔K〕

道中諸用留日記〔用向出張日記〕 松木 天保一〇  
 年正月一五日〜五月八日  
 小半 7x18 一冊 あ二九一

近世史料の整理と目録編成の理論と技法 (大藤)

表題の下の「」内は文書の内容の注記であり、( ) を付した表題は、原表題がないため目録作成者が仮に命名したものである。ただ、書状・願書・訴状などについては、差出人十類型名称でもってその文書の表題とし、いちいち( ) は付さなかった。ACV④・⑦・⑧はその例である。このACVは、八田家と岩村田領の農民との間の、作徳米(小作料)滞納をめぐる出入一件関係の文書を綴じ合わせて保管してあったものである。そこで、一括単位に整理番号を付与したうえで、個々の文書に枝番号を付して表題等を列記した次第である。統一表題にどういふ関係の文書であるか示してあるので、個々の訴状については内容を注記しなかった。訴状や願書が単独で残っている場合には、内容を注記しておく必要がある。ただ、当館でも人によっては、表題そのものに内容を盛り込んで、「……ニ付訴状(願書)」というふうに付けている例もある。

ADVでは、勘定を行った年月の他に、「」を付して勘定の対象となった期間を示している。また、これは包紙に入っているので、表題の下にAVを付して、その旨注記しておいた。AEVの作成年次には( ) が付けられているが、これは推定年次であることを示している。ただ、年次を推定したもの、いまだ確定的でない場合は(……カ)と表記した。AFVはその例である。なお、AFVの作成者欄では菊屋に( ) を付しているが、これは、文書には孫兵衛とだけ記してあり、菊屋は私が書き入れたことを示している。AIVの宛所も同様である。

AGVは天保一三年分の産物会所の収支勘定を天保一五年二月に行ったもので、原表題には「寅年」としか示されていないが、利用者にわかるよう年次を加えておいた。AHVは関連文書の入っている項目を示した例である。AIVは八田家が糸会所より金銭を拝借した際の通帳であり、双方の該当項目に重出したので、※印を付してその旨を示した。AJVは函面であるので縦横の寸法をセンチメートル単位で示しておいた。AKVは特に小型であるため、「小半」と判形を表記したうえで寸法も併記した。

なお項目は、当館では、大項目は一二ポイント活字、三行どり三字下げ、中項目は一〇ポイント活字、二行どり五字下げ、小項目は九ポイント・ゴチック活字、一行どり六字下げ、と区別して示し、一目で判別できるようにしている。また、見開きの左右の柱には文書名と大項目・中項目を記入して、利用者が検索しやすいように配慮している。

次に解題について述べておこう。当館の冊子体目録の解題では、次の事柄について記すことを原則としている。

〈一〉 所収史料の伝来と特色

ここでは、史料がどの家に伝来し、どのような経緯で何時史料館に入ったか、および大体の史料の特色と点数、などについて記す。また、もともと一体であった史料群が何らかの契機で現地や他機関に分割所蔵されている場合、あるいは他に関連史料が存する場合には、その旨も記す。

〈二〉 史料の伝来した家の来歴。その家の経営組織と家業の概要（大名・旗本の場合は行政・家政の組織）。その家の家族が勤めていた役職。

なお、家の来歴に関連して、その家の系図を必ず付すことにしている。この系図には初代より現在に至るまでの家族成員を記し、養子や嫁に來た者については出自を、逆に他家に縁付いた者については行き先を表記する。また戒名も記しておくといよい。葬儀や法事関係の文書で戒名のみが記してある場合、どの人物か確定できるし、また戒名には生前の雅号などが取り入れられている例もあるので、号のみの文書についても同様に人物を特定する手がかりとなる。目録に付す系図は、既存の系図をそのまま採用しただけでは不十分で、文書や過去帳・墓碑・戸籍簿などによって訂正・補足して、新たに作成する必要がある。

〈三〉 史料の伝来した家を取りまく環境、例えば所在の村や町の概況、支配関係など。

この場合、代官や村役人・町役人の名前が系統的に判明できれば、それを一覧表にして示しておく、文書を



理解する上で役に立つ。

- 〈四〉 史料群の構造と目録上の項目編成、史料の配列の基準。表題の付け方。閲覧利用に際しての注意事項。  
〈五〉 史料の発生・伝来した地域の略図。

以上はあくまで解題に記すべき基本事項であって、史料の特色に応じて、この他にも説明を要する事柄は当然出てくる。なお解題は、目録を利用し、かつ所収史料を理解する上で必要な事柄を簡潔明瞭に記述すべきで、史料の内容を具体的に分析してデーターを呈示する必要はない。詳しくは詳しいほどよいというものではないのである。

一 八田家文書の伝来と目録刊行計画、関連文書

二 八田家の来歴と組織

三 糸会所・産物会所・商法社の概略

四 八田家文書の構造と分類配列

(一) 文書の構造把握と分類配列の方法論

(二) 文書の分類配列と概要

五 冊子型史料の形態表記法

付表 松代城下略図

一で目録刊行計画について記したのは、八田家文書は数量が膨大なため、分冊で刊行していくことにしたからである。二、三は本稿の第一、二節にそっくり再録しているので、参照いただきたい。二で八田家の組織と機能について記し、かつ系図に人物ごとに勤めた役職を列記したのは、組織・役職を基準とした文書群の構造把握に対応させたも

のである。なお、目録の解題では「分類」という言葉を使用したか、図書館方式と文書館方式の違いを明確にするには「分類」という用語は避けたほうがよいとする安澤秀一氏や安藤正人氏の御意見を容れて、本稿では「史料群の階層構造」体系的秩序の再構成」と表現した。もちろん、目録そのものは本稿で述べた方法論に立って編成している。五冊子型史料の形態表記用語を今回改めたので、その具体的説明をしたものである。

以上、冊子体目録をどのように構成し、どのような情報をどう記載したらよいかを、当館の例に即しながら述べた。もちろん、改善すべき点は多々ある。例えば、従来の目録では利用者は項目目次を見て検索するようになってくるが、この他にも内容・形態上の史料の種類や人名などによっても検索できるようにすることも検討課題となろう。多角的な検索に応じるためには、種々の基準の索引を付けねばよいのであるが、ただそれには大変な労力を要する。

また利用者の間からは、例えば「検地帳」・「宗門改帳」などを家わけを越えて検索する手段も作ってほしい、という声も出ている。コンピュータを導入すればそうした検索手段も可能であるが、ただ問題になるのは、個々の史料はあくまで、それが属している史料群の中に位置づけてこそ、その性格・機能が明らかになるものだという、史料の持つ本来の特性である。例えば表題は同じ「検地帳」であっても、検地の際に作成された控帳だけでなく、土地所持をめぐる出入の際の証拠資料として筆写されたもの、あるいは土地制度に関する学問的関心から筆写され書籍として所蔵されたものもある。

こうした個々の史料の個々の性格・機能を踏まえたうえで、家わけを越えて検索できるようにするには、相当な技術的困難を伴う。おそらく、そうした検索手段を作るためには、史料の個性はある程度捨象せざるをえないであろう。その場合、利用者が網羅的に検索したのちに、個々の史料の性格・機能を考察することが要求されるが、それを怠ると誤った学問研究を生み出すことになる。

便利さには常に落とし穴がひそんでいることを、忘れてはならない。検索の利便を図ることは必要であるが、それを自己目的化して無制限に便利さを追求すべきではない、と私は考えている。検索が便利になれば論文の数は増えるかもしれないが、必ずしも学問研究の質が向上するとは思えない。そもそも人文科学は人間くさい学問である。コンピュータの導入もある面では必要であつても、あまりに機械的に処理してしまうと、人文科学の特性は失われてしまふのではなからうか。研究者が自らの研究に必要な史料を自ら苦労して探し出す過程において、史料に対する理解も深まるのであつて、そうした余地を残しておくことも必要なように、私には感じられる。

お湯をかければすぐ出来上がるインスタント・コーヒーよりも、自ら豆を挽いて入れたコーヒーの方がコクがある。それは学問研究についてもいえるのではなからうか。

(一九八五年七月二二日)

ハ付記V

本稿作成にあたり、国立史料館の安澤秀一・原島陽一・安藤正人・廣瀬 睦の諸氏より御教示を賜った。また、国文学研究資料館の歌野 博・大倉加代子・増井ゆう子の諸氏には、書誌学に関して教えを仰いだ。記して深甚の謝意を表したい。

